

愛 知 県 水 防 計 画  
新 旧 対 照 表 ( 案 )



愛知県水防計画

頁	変更前 (2022 年度)	変更後 (2023 年度)	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	<b>目次</b>	<b>目次</b>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
目次	(略) 第九章 水位情報の周知 (略) 第二節 水位情報の周知を行う河川 <u>(追加)</u> ・海岸及びその区域 (略) (略) (略)	(略) 第九章 水位情報の周知 (略) 第二節 水位情報の周知を行う河川 <u>・公共下水道等</u> ・海岸及びその区域 (略) (略) (略)	規定整備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	<b>第二章 水防組織</b>	<b>第二章 水防組織</b>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	<b>第二節 水防管理団体</b>	<b>第二節 水防管理団体</b>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
14	<b>表 1 指定水防管理団体</b>	<b>表 1 指定水防管理団体</b>	数値の更新																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">指定水防 管理団体名</th> <th rowspan="3">管轄区域</th> <th colspan="4">水防区域</th> <th rowspan="3">水こう門 (箇所)</th> <th rowspan="3">水防 (消防) 団員数 (名:現員)</th> <th rowspan="3">所管 建設 事務所</th> </tr> <tr> <th colspan="4">堤防延長</th> </tr> <tr> <th>河川(m)</th> <th>海岸(m)</th> <th>ため池(m)</th> <th>計(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>名古屋市</td><td>名古屋市の全域</td><td>392,638</td><td>264,000</td><td>770</td><td>657,408</td><td>116</td><td>5,300</td><td>尾張</td></tr> <tr><td>春日井市</td><td>春日井市の全域</td><td>136,460</td><td>0</td><td>6,239</td><td>142,699</td><td>9</td><td>153</td><td>尾張</td></tr> <tr><td>豊明市</td><td>豊明市の全域</td><td>26,426</td><td>0</td><td>4,513</td><td>30,939</td><td>0</td><td>169</td><td>尾張</td></tr> <tr><td>清須市</td><td>清須市の全域</td><td>25,123</td><td>0</td><td>0</td><td>25,123</td><td>31</td><td>272</td><td>尾張</td></tr> <tr><td>北名古屋</td><td>北名古屋市の全域</td><td>43,728</td><td>0</td><td>0</td><td>43,728</td><td>33</td><td>210</td><td>尾張</td></tr> <tr><td>豊山町</td><td>豊山町の全域</td><td>11,680</td><td>0</td><td>0</td><td>11,680</td><td>0</td><td>83</td><td>尾張</td></tr> <tr><td>尾張水害 予防組合</td><td>一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、 岩倉市、丹羽郡の全域</td><td>418,500</td><td>0</td><td>6,058</td><td>424,558</td><td>142</td><td>1,392</td><td>一宮</td></tr> <tr><td>海部地区 水防事務 組合</td><td>津島市、愛西市、弥富市、あま市、 海部郡の一、二級河川及び弥富、飛 島海岸</td><td>143,111</td><td>15,433</td><td>0</td><td>158,544</td><td>146</td><td>1,792</td><td>海部</td></tr> <tr><td>半田市</td><td>半田市の全域</td><td>35,221</td><td>13,788</td><td>4,470</td><td>53,479</td><td>11</td><td>359</td><td>知多</td></tr> <tr><td>常滑市</td><td>常滑市の全域</td><td>29,980</td><td>19,800</td><td>6,282</td><td>56,062</td><td>36</td><td>140</td><td>知多</td></tr> <tr><td>東海市</td><td>東海市の全域</td><td>45,680</td><td>10,600</td><td>3,007</td><td>59,287</td><td>12</td><td>193</td><td>知多</td></tr> <tr><td>大府市</td><td>大府市の全域</td><td>88,908</td><td>0</td><td>6,886</td><td>95,794</td><td>7</td><td>153</td><td>知多</td></tr> <tr><td>知多市</td><td>知多市の全域</td><td>72,498</td><td>9,140</td><td>3,797</td><td>85,435</td><td>3</td><td>128</td><td>知多</td></tr> <tr><td>東浦町</td><td>東浦町の全域</td><td>48,100</td><td>5,000</td><td>3,752</td><td>56,852</td><td>21</td><td>221</td><td>知多</td></tr> <tr><td>美浜町</td><td>美浜町の全域</td><td>43,520</td><td>12,610</td><td>4,832</td><td>60,962</td><td>44</td><td>214</td><td>知多</td></tr> <tr><td>武豊町</td><td>武豊町の全域</td><td>32,000</td><td>11,260</td><td>2,700</td><td>45,960</td><td>22</td><td>180</td><td>知多</td></tr> <tr><td>岡崎市</td><td>岡崎市の全域</td><td>91,092</td><td>0</td><td>2,921</td><td>94,013</td><td>6</td><td>1,475</td><td>西三河</td></tr> <tr><td>西尾市</td><td>西尾市の全域</td><td>236,600</td><td>49,131</td><td>4,024</td><td>289,755</td><td>190</td><td>492</td><td>西三河</td></tr> <tr><td>碧南市</td><td>碧南市の全域</td><td>50,848</td><td>5,800</td><td>0</td><td>56,648</td><td>75</td><td>214</td><td>知立</td></tr> <tr><td>刈谷市</td><td>刈谷市の全域</td><td>113,647</td><td>2,963</td><td>2,623</td><td>119,233</td><td>62</td><td>351</td><td>知立</td></tr> <tr><td>安城市</td><td>安城市の全域</td><td>131,792</td><td>0</td><td>0</td><td>131,792</td><td>0</td><td>495</td><td>知立</td></tr> <tr><td>知立市</td><td>知立市の全域</td><td>42,500</td><td>0</td><td>194</td><td>42,694</td><td>0</td><td>172</td><td>知立</td></tr> </tbody> </table>	指定水防 管理団体名	管轄区域	水防区域				水こう門 (箇所)	水防 (消防) 団員数 (名:現員)	所管 建設 事務所	堤防延長				河川(m)	海岸(m)	ため池(m)	計(m)	名古屋市	名古屋市の全域	392,638	264,000	770	657,408	116	5,300	尾張	春日井市	春日井市の全域	136,460	0	6,239	142,699	9	153	尾張	豊明市	豊明市の全域	26,426	0	4,513	30,939	0	169	尾張	清須市	清須市の全域	25,123	0	0	25,123	31	272	尾張	北名古屋	北名古屋市の全域	43,728	0	0	43,728	33	210	尾張	豊山町	豊山町の全域	11,680	0	0	11,680	0	83	尾張	尾張水害 予防組合	一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、 岩倉市、丹羽郡の全域	418,500	0	6,058	424,558	142	1,392	一宮	海部地区 水防事務 組合	津島市、愛西市、弥富市、あま市、 海部郡の一、二級河川及び弥富、飛 島海岸	143,111	15,433	0	158,544	146	1,792	海部	半田市	半田市の全域	35,221	13,788	4,470	53,479	11	359	知多	常滑市	常滑市の全域	29,980	19,800	6,282	56,062	36	140	知多	東海市	東海市の全域	45,680	10,600	3,007	59,287	12	193	知多	大府市	大府市の全域	88,908	0	6,886	95,794	7	153	知多	知多市	知多市の全域	72,498	9,140	3,797	85,435	3	128	知多	東浦町	東浦町の全域	48,100	5,000	3,752	56,852	21	221	知多	美浜町	美浜町の全域	43,520	12,610	4,832	60,962	44	214	知多	武豊町	武豊町の全域	32,000	11,260	2,700	45,960	22	180	知多	岡崎市	岡崎市の全域	91,092	0	2,921	94,013	6	1,475	西三河	西尾市	西尾市の全域	236,600	49,131	4,024	289,755	190	492	西三河	碧南市	碧南市の全域	50,848	5,800	0	56,648	75	214	知立	刈谷市	刈谷市の全域	113,647	2,963	2,623	119,233	62	351	知立	安城市	安城市の全域	131,792	0	0	131,792	0	495	知立	知立市	知立市の全域	42,500	0	194	42,694	0	172	知立	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">指定水防 管理団体名</th> <th rowspan="3">管轄区域</th> <th colspan="4">水防区域</th> <th rowspan="3">水こう門 (箇所)</th> <th rowspan="3">水防 (消防) 団員数 (名:現員)</th> <th rowspan="3">所管 建設 事務所</th> </tr> <tr> <th colspan="4">堤防延長</th> </tr> <tr> <th>河川(m)</th> <th>海岸(m)</th> <th>ため池(m)</th> <th>計(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>名古屋市</td><td>名古屋市の全域</td><td>392,638</td><td>264,000</td><td>770</td><td>657,408</td><td>116</td><td>5,200</td><td>尾張</td></tr> <tr><td>春日井市</td><td>春日井市の全域</td><td>136,460</td><td>0</td><td>6,239</td><td>142,699</td><td>9</td><td>158</td><td>尾張</td></tr> <tr><td>豊明市</td><td>豊明市の全域</td><td>26,426</td><td>0</td><td>4,513</td><td>30,939</td><td>0</td><td>164</td><td>尾張</td></tr> <tr><td>清須市</td><td>清須市の全域</td><td>25,123</td><td>0</td><td>0</td><td>25,123</td><td>31</td><td>260</td><td>尾張</td></tr> <tr><td>北名古屋</td><td>北名古屋市の全域</td><td>43,728</td><td>0</td><td>0</td><td>43,728</td><td>33</td><td>210</td><td>尾張</td></tr> <tr><td>豊山町</td><td>豊山町の全域</td><td>11,680</td><td>0</td><td>0</td><td>11,680</td><td>0</td><td>84</td><td>尾張</td></tr> <tr><td>尾張水害 予防組合</td><td>一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、 岩倉市、丹羽郡の全域</td><td>418,500</td><td>0</td><td>5,423</td><td>423,923</td><td>142</td><td>1,386</td><td>一宮</td></tr> <tr><td>海部地区 水防事務 組合</td><td>津島市、愛西市、弥富市、あま市、 海部郡の一、二級河川及び弥富、飛 島海岸</td><td>143,111</td><td>15,433</td><td>0</td><td>158,544</td><td>146</td><td>1,773</td><td>海部</td></tr> <tr><td>半田市</td><td>半田市の全域</td><td>35,221</td><td>13,788</td><td>4,470</td><td>53,479</td><td>11</td><td>357</td><td>知多</td></tr> <tr><td>常滑市</td><td>常滑市の全域</td><td>29,980</td><td>19,800</td><td>6,282</td><td>56,062</td><td>36</td><td>135</td><td>知多</td></tr> <tr><td>東海市</td><td>東海市の全域</td><td>45,680</td><td>10,600</td><td>3,007</td><td>59,287</td><td>12</td><td>193</td><td>知多</td></tr> <tr><td>大府市</td><td>大府市の全域</td><td>88,908</td><td>0</td><td>6,886</td><td>95,794</td><td>7</td><td>153</td><td>知多</td></tr> <tr><td>知多市</td><td>知多市の全域</td><td>72,498</td><td>9,140</td><td>3,797</td><td>85,435</td><td>3</td><td>128</td><td>知多</td></tr> <tr><td>東浦町</td><td>東浦町の全域</td><td>48,100</td><td>5,000</td><td>3,752</td><td>56,852</td><td>21</td><td>221</td><td>知多</td></tr> <tr><td>美浜町</td><td>美浜町の全域</td><td>43,520</td><td>12,610</td><td>4,832</td><td>60,962</td><td>44</td><td>209</td><td>知多</td></tr> <tr><td>武豊町</td><td>武豊町の全域</td><td>32,000</td><td>11,260</td><td>2,700</td><td>45,960</td><td>22</td><td>153</td><td>知多</td></tr> <tr><td>岡崎市</td><td>岡崎市の全域</td><td>91,092</td><td>0</td><td>2,921</td><td>94,013</td><td>6</td><td>1,474</td><td>西三河</td></tr> <tr><td>西尾市</td><td>西尾市の全域</td><td>236,600</td><td>49,131</td><td>4,024</td><td>289,755</td><td>190</td><td>523</td><td>西三河</td></tr> <tr><td>碧南市</td><td>碧南市の全域</td><td>50,848</td><td>5,800</td><td>0</td><td>56,648</td><td>75</td><td>214</td><td>知立</td></tr> <tr><td>刈谷市</td><td>刈谷市の全域</td><td>113,647</td><td>2,963</td><td>2,583</td><td>119,193</td><td>62</td><td>351</td><td>知立</td></tr> <tr><td>安城市</td><td>安城市の全域</td><td>131,792</td><td>0</td><td>0</td><td>131,792</td><td>0</td><td>495</td><td>知立</td></tr> <tr><td>知立市</td><td>知立市の全域</td><td>42,500</td><td>0</td><td>194</td><td>42,694</td><td>0</td><td>172</td><td>知立</td></tr> </tbody> </table>	指定水防 管理団体名	管轄区域	水防区域				水こう門 (箇所)	水防 (消防) 団員数 (名:現員)	所管 建設 事務所	堤防延長				河川(m)	海岸(m)	ため池(m)	計(m)	名古屋市	名古屋市の全域	392,638	264,000	770	657,408	116	5,200	尾張	春日井市	春日井市の全域	136,460	0	6,239	142,699	9	158	尾張	豊明市	豊明市の全域	26,426	0	4,513	30,939	0	164	尾張	清須市	清須市の全域	25,123	0	0	25,123	31	260	尾張	北名古屋	北名古屋市の全域	43,728	0	0	43,728	33	210	尾張	豊山町	豊山町の全域	11,680	0	0	11,680	0	84	尾張	尾張水害 予防組合	一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、 岩倉市、丹羽郡の全域	418,500	0	5,423	423,923	142	1,386	一宮	海部地区 水防事務 組合	津島市、愛西市、弥富市、あま市、 海部郡の一、二級河川及び弥富、飛 島海岸	143,111	15,433	0	158,544	146	1,773	海部	半田市	半田市の全域	35,221	13,788	4,470	53,479	11	357	知多	常滑市	常滑市の全域	29,980	19,800	6,282	56,062	36	135	知多	東海市	東海市の全域	45,680	10,600	3,007	59,287	12	193	知多	大府市	大府市の全域	88,908	0	6,886	95,794	7	153	知多	知多市	知多市の全域	72,498	9,140	3,797	85,435	3	128	知多	東浦町	東浦町の全域	48,100	5,000	3,752	56,852	21	221	知多	美浜町	美浜町の全域	43,520	12,610	4,832	60,962	44	209	知多	武豊町	武豊町の全域	32,000	11,260	2,700	45,960	22	153	知多	岡崎市	岡崎市の全域	91,092	0	2,921	94,013	6	1,474	西三河	西尾市	西尾市の全域	236,600	49,131	4,024	289,755	190	523	西三河	碧南市	碧南市の全域	50,848	5,800	0	56,648	75	214	知立	刈谷市	刈谷市の全域	113,647	2,963	2,583	119,193	62	351	知立	安城市	安城市の全域	131,792	0	0	131,792	0	495	知立	知立市	知立市の全域	42,500	0	194	42,694	0	172	知立
指定水防 管理団体名	管轄区域			水防区域							水こう門 (箇所)	水防 (消防) 団員数 (名:現員)	所管 建設 事務所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
				堤防延長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		河川(m)	海岸(m)	ため池(m)	計(m)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
名古屋市	名古屋市の全域	392,638	264,000	770	657,408	116	5,300	尾張																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
春日井市	春日井市の全域	136,460	0	6,239	142,699	9	153	尾張																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
豊明市	豊明市の全域	26,426	0	4,513	30,939	0	169	尾張																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
清須市	清須市の全域	25,123	0	0	25,123	31	272	尾張																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
北名古屋	北名古屋市の全域	43,728	0	0	43,728	33	210	尾張																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
豊山町	豊山町の全域	11,680	0	0	11,680	0	83	尾張																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
尾張水害 予防組合	一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、 岩倉市、丹羽郡の全域	418,500	0	6,058	424,558	142	1,392	一宮																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
海部地区 水防事務 組合	津島市、愛西市、弥富市、あま市、 海部郡の一、二級河川及び弥富、飛 島海岸	143,111	15,433	0	158,544	146	1,792	海部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
半田市	半田市の全域	35,221	13,788	4,470	53,479	11	359	知多																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
常滑市	常滑市の全域	29,980	19,800	6,282	56,062	36	140	知多																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
東海市	東海市の全域	45,680	10,600	3,007	59,287	12	193	知多																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
大府市	大府市の全域	88,908	0	6,886	95,794	7	153	知多																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
知多市	知多市の全域	72,498	9,140	3,797	85,435	3	128	知多																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
東浦町	東浦町の全域	48,100	5,000	3,752	56,852	21	221	知多																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
美浜町	美浜町の全域	43,520	12,610	4,832	60,962	44	214	知多																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
武豊町	武豊町の全域	32,000	11,260	2,700	45,960	22	180	知多																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
岡崎市	岡崎市の全域	91,092	0	2,921	94,013	6	1,475	西三河																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
西尾市	西尾市の全域	236,600	49,131	4,024	289,755	190	492	西三河																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
碧南市	碧南市の全域	50,848	5,800	0	56,648	75	214	知立																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
刈谷市	刈谷市の全域	113,647	2,963	2,623	119,233	62	351	知立																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
安城市	安城市の全域	131,792	0	0	131,792	0	495	知立																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
知立市	知立市の全域	42,500	0	194	42,694	0	172	知立																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
指定水防 管理団体名	管轄区域	水防区域				水こう門 (箇所)	水防 (消防) 団員数 (名:現員)	所管 建設 事務所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
		堤防延長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		河川(m)	海岸(m)	ため池(m)	計(m)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
名古屋市	名古屋市の全域	392,638	264,000	770	657,408	116	5,200	尾張																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
春日井市	春日井市の全域	136,460	0	6,239	142,699	9	158	尾張																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
豊明市	豊明市の全域	26,426	0	4,513	30,939	0	164	尾張																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
清須市	清須市の全域	25,123	0	0	25,123	31	260	尾張																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
北名古屋	北名古屋市の全域	43,728	0	0	43,728	33	210	尾張																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
豊山町	豊山町の全域	11,680	0	0	11,680	0	84	尾張																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
尾張水害 予防組合	一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、 岩倉市、丹羽郡の全域	418,500	0	5,423	423,923	142	1,386	一宮																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
海部地区 水防事務 組合	津島市、愛西市、弥富市、あま市、 海部郡の一、二級河川及び弥富、飛 島海岸	143,111	15,433	0	158,544	146	1,773	海部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
半田市	半田市の全域	35,221	13,788	4,470	53,479	11	357	知多																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
常滑市	常滑市の全域	29,980	19,800	6,282	56,062	36	135	知多																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
東海市	東海市の全域	45,680	10,600	3,007	59,287	12	193	知多																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
大府市	大府市の全域	88,908	0	6,886	95,794	7	153	知多																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
知多市	知多市の全域	72,498	9,140	3,797	85,435	3	128	知多																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
東浦町	東浦町の全域	48,100	5,000	3,752	56,852	21	221	知多																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
美浜町	美浜町の全域	43,520	12,610	4,832	60,962	44	209	知多																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
武豊町	武豊町の全域	32,000	11,260	2,700	45,960	22	153	知多																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
岡崎市	岡崎市の全域	91,092	0	2,921	94,013	6	1,474	西三河																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
西尾市	西尾市の全域	236,600	49,131	4,024	289,755	190	523	西三河																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
碧南市	碧南市の全域	50,848	5,800	0	56,648	75	214	知立																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
刈谷市	刈谷市の全域	113,647	2,963	2,583	119,193	62	351	知立																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
安城市	安城市の全域	131,792	0	0	131,792	0	495	知立																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
知立市	知立市の全域	42,500	0	194	42,694	0	172	知立																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								

愛知県水防計画

頁	変更前 (2022 年度)								変更後 (2023 年度)								備考			
15	高浜市	高浜市の全域	15,968	9,136	0	25,104	28	105	知立	高浜市	高浜市の全域	15,968	9,136	0	25,104	28	99	知立	数値の更新	
	豊田市	豊田市の全域	1,081,889	0	13,415	1,095,304	51	2,025	豊田加茂	豊田市	豊田市の全域	1,082,949	0	13,415	1,096,364	51	1,995	豊田加茂		
	みよし市	みよし市の全域	45,010	0	4,553	49,563	3	268	豊田加茂	みよし市	みよし市の全域	45,010	0	4,553	49,563	3	268	豊田加茂		
	豊橋市	豊橋市の全域	237,733	32,700	16,247	286,680	184	1,248	東三河	豊橋市	豊橋市の全域	237,833	32,700	16,247	286,780	184	1,230	東三河		
	豊川市	豊川市の全域	238,990	4,100	4,362	247,452	41	631	東三河	豊川市	豊川市の全域	238,990	4,100	4,362	247,452	41	631	東三河		
	蒲郡市	蒲郡市の全域	118,052	28,598	2,895	149,545	51	347	東三河	蒲郡市	蒲郡市の全域	118,052	28,598	2,627	149,277	51	346	東三河		
	田原市	田原市の全域	165,570	84,400	14,463	264,433	51	730	東三河	田原市	田原市の全域	165,570	84,400	14,463	264,433	51	717	東三河		
	合計	29 団体	4,163,264	578,459	119,003	4,860,726	1,375	19,512		合計	29 団体	4,164,424	578,459	118,060	4,860,943	1,375	19,299			
表 2 非指定水防管理団体										表 2 非指定水防管理団体										
非指定水防管理団体名		管轄区域		水防区域				水防(消防)団員数(名:現員)	所管建設事務所	非指定水防管理団体名		管轄区域		水防区域				水防(消防)団員数(名:現員)	所管建設事務所	
				堤防延長										水こう門(箇所)	堤防延長					水こう門(箇所)
				河川(m)	海岸(m)	ため池(m)	計(m)					河川(m)	海岸(m)		ため池(m)	計(m)				
瀬戸市	瀬戸市の全域	224,240	0	1,197	225,437	3	246	尾張	瀬戸市	瀬戸市の全域	224,240	0	1,197	225,437	3	247	尾張			
小牧市	小牧市の全域	28,430	0	5,300	33,730	32	139	尾張	小牧市	小牧市の全域	28,430	0	5,300	33,730	32	139	尾張			
尾張旭市	尾張旭市の全域	22,180	0	1,668	23,848	0	123	尾張	尾張旭市	尾張旭市の全域	22,180	0	1,668	23,848	0	124	尾張			
日進市	日進市の全域	45,900	0	6,059	51,959	3	243	尾張	日進市	日進市の全域	45,900	0	6,059	51,959	3	239	尾張			
長久手市	長久手市の全域	50,950	0	2,640	53,590	1	126	尾張	長久手市	長久手市の全域	50,950	0	2,640	53,590	1	122	尾張			
東郷町	東郷町の全域	24,800	0	3,876	28,676	0	80	尾張	東郷町	東郷町の全域	24,800	0	3,876	28,676	0	85	尾張			
津島市	海部地区水防事務組合の管轄区域を除く区域	600	0	0	600	0	220	海部	津島市	海部地区水防事務組合の管轄区域を除く区域	600	0	0	600	0	209	海部			
愛西市	同上	22,754	0	0	22,754	3	385	海部	愛西市	同上	22,754	0	0	22,754	3	380	海部			
弥富市	同上	12,000	0	0	12,000	6	303	海部	弥富市	同上	12,000	0	0	12,000	6	303	海部			
あま市	同上	16,242	0	0	16,242	15	305	海部	あま市	同上	16,242	0	0	16,242	15	302	海部			
大治町	同上	3,850	0	0	3,850	14	243	海部	大治町	同上	3,850	0	0	3,850	14	243	海部			
蟹江町	同上	1,200	0	0	1,200	24	197	海部	蟹江町	同上	1,200	0	0	1,200	24	197	海部			
飛島村	同上	8,885	0	0	8,885	5	139	海部	飛島村	同上	8,885	0	0	8,885	5	139	海部			
阿久比町	阿久比町の全域	45,590	0	3,110	48,700	2	76	知多	阿久比町	阿久比町の全域	45,590	0	3,110	48,700	2	76	知多			
南知多町	南知多町の全域	38,659	34,318	3,950	76,927	23	366	知多	南知多町	南知多町の全域	38,659	34,318	3,950	76,927	23	360	知多			
幸田町	幸田町の全域	213,237	0	5,255	218,492	19	147	西三河	幸田町	幸田町の全域	213,237	0	5,255	218,492	19	147	西三河			
新城市	新城市の全域	517,702	0	4,681	522,383	5	792	新城設楽	新城市	新城市の全域	517,702	0	4,681	522,383	5	792	新城設楽			
設楽町	設楽町の全域	102,824	0	0	102,824	2	275	新城設楽	設楽町	設楽町の全域	102,824	0	0	102,824	2	275	新城設楽			
東栄町	東栄町の全域	127,010	0	0	127,010	1	175	新城設楽	東栄町	東栄町の全域	127,010	0	0	127,010	1	175	新城設楽			
豊根村	豊根村の全域	202,064	0	0	202,064	0	73	新城設楽	豊根村	豊根村の全域	202,064	0	0	202,064	0	73	新城設楽			
合計	20 団体	1,709,117	34,318	37,736	1,781,171	158	4,653		合計	20 団体	1,709,117	34,318	37,736	1,781,171	158	4,627				
第五章 重要水防箇所										第五章 重要水防箇所										
第一節 重要水防箇所										第一節 重要水防箇所										
4 重要水防箇所										4 重要水防箇所										
(略)										(略)										

愛知県水防計画

頁	変更前 (2022 年度)	変更後 (2023 年度)	備考																																																																																																			
30	<p>参考図</p> <table border="1"> <tr> <td>重要度 種別</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">堤防高</td> <td>河川一般部 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td><math>h &lt; H \times (1/5 \sim 1/2)</math></td> <td><math>h \geq H \times 1/2 \sim h &lt; H</math></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">(略)</td> </tr> </table>	重要度 種別	A	B	C	備考	堤防高	河川一般部 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	$h < H \times (1/5 \sim 1/2)$	$h \geq H \times 1/2 \sim h < H$		(略)				(略)					<p>参考図</p> <table border="1"> <tr> <td>重要度 種別</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">堤防高</td> <td>河川一般部 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td><math>H \times 1/5 &lt; h &lt; H \times 1/2</math></td> <td><math>H \times 1/2 \leq h &lt; H</math></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">(略)</td> </tr> </table>	重要度 種別	A	B	C	備考	堤防高	河川一般部 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	$H \times 1/5 < h < H \times 1/2$	$H \times 1/2 \leq h < H$		(略)				(略)					規定整備																																																					
重要度 種別	A	B	C	備考																																																																																																		
堤防高	河川一般部 (略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																		
	(略)	$h < H \times (1/5 \sim 1/2)$	$h \geq H \times 1/2 \sim h < H$																																																																																																			
	(略)																																																																																																					
(略)																																																																																																						
重要度 種別	A	B	C	備考																																																																																																		
堤防高	河川一般部 (略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																		
	(略)	$H \times 1/5 < h < H \times 1/2$	$H \times 1/2 \leq h < H$																																																																																																			
	(略)																																																																																																					
(略)																																																																																																						
31	<p><b>5 重要水防箇所表</b></p> <p>(1) 河川海岸 (国土交通省管理区間) (略)</p> <p>(2) 河川海岸 (県管理区間) (略)</p> <p>(3) 河川海岸 (市町村等管理区間) (略)</p> <p>(4) ため池 (略)</p> <p>(5) 堤外 (堤防の川側) 民有地 (略)</p> <p>※本案においては、上記の表は省略し、下記の集計表に代える。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">2023 年度</th> <th colspan="2">2022 年度</th> <th colspan="2">前年度から 削 除</th> <th colspan="2">今年度新たに 追 加</th> <th colspan="2">差し引き 増減</th> </tr> <tr> <th>箇所 (数)</th> <th>延長 (km)</th> <th>箇所 (数)</th> <th>延長 (km)</th> <th>箇所 (数)</th> <th>延長 (km)</th> <th>箇所 (数)</th> <th>延長 (km)</th> <th>箇所 (数)</th> <th>延長 (km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">河 川</td> <td>国</td> <td>738</td> <td>401</td> <td>730</td> <td>402</td> <td>9</td> <td>13</td> <td>17</td> <td>12</td> <td>8</td> <td>▲ 1</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>249</td> <td>93</td> <td>259</td> <td>97</td> <td>10</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>▲ 10</td> <td>▲ 4</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>128</td> <td>79</td> <td>128</td> <td>82</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>▲ 3</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>1,115</td> <td>573</td> <td>1,117</td> <td>581</td> <td>19</td> <td>20</td> <td>17</td> <td>12</td> <td>▲ 2</td> <td>▲ 8</td> </tr> <tr> <td>海 岸</td> <td>16</td> <td>14</td> <td>16</td> <td>16</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>▲ 2</td> </tr> <tr> <td>ため池</td> <td>510</td> <td>47</td> <td>548</td> <td>51</td> <td>38</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>▲ 38</td> <td>▲ 4</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>1,641</td> <td>634</td> <td>1,681</td> <td>648</td> <td>61</td> <td>27</td> <td>21</td> <td>13</td> <td>▲ 40</td> <td>▲ 14</td> </tr> </tbody> </table>			2023 年度		2022 年度		前年度から 削 除		今年度新たに 追 加		差し引き 増減		箇所 (数)	延長 (km)	箇所 (数)	延長 (km)	箇所 (数)	延長 (km)	箇所 (数)	延長 (km)	箇所 (数)	延長 (km)	河 川	国	738	401	730	402	9	13	17	12	8	▲ 1	県	249	93	259	97	10	4	0	0	▲ 10	▲ 4	市町村	128	79	128	82	0	3	0	0	0	▲ 3	小 計	1,115	573	1,117	581	19	20	17	12	▲ 2	▲ 8	海 岸	16	14	16	16	4	3	4	1	0	▲ 2	ため池	510	47	548	51	38	4	0	0	▲ 38	▲ 4	合 計	1,641	634	1,681	648	61	27	21	13	▲ 40	▲ 14	重要水防箇所表の更新
	2023 年度			2022 年度		前年度から 削 除		今年度新たに 追 加		差し引き 増減																																																																																												
	箇所 (数)	延長 (km)	箇所 (数)	延長 (km)	箇所 (数)	延長 (km)	箇所 (数)	延長 (km)	箇所 (数)	延長 (km)																																																																																												
河 川	国	738	401	730	402	9	13	17	12	8	▲ 1																																																																																											
	県	249	93	259	97	10	4	0	0	▲ 10	▲ 4																																																																																											
	市町村	128	79	128	82	0	3	0	0	0	▲ 3																																																																																											
	小 計	1,115	573	1,117	581	19	20	17	12	▲ 2	▲ 8																																																																																											
海 岸	16	14	16	16	4	3	4	1	0	▲ 2																																																																																												
ため池	510	47	548	51	38	4	0	0	▲ 38	▲ 4																																																																																												
合 計	1,641	634	1,681	648	61	27	21	13	▲ 40	▲ 14																																																																																												

愛知県水防計画

頁	変更前 (2022 年度)	変更後 (2023 年度)	備考																																	
	<b>第二節 重要工作物</b>	<b>第二節 重要工作物</b>																																		
75	<b>1 重要工作物表</b> (略) ※本案においては、重要工作物の個別表は省略し、下記の集計表に代える。		重要工作物表の更新																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>建設事務所名</th> <th>尾張</th> <th>一宮</th> <th>海部</th> <th>知多</th> <th>西三河</th> <th>知立</th> <th>豊田加茂</th> <th>新城設楽</th> <th>東三河</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2022 年度箇所数</td> <td>372</td> <td>142</td> <td>128</td> <td>272</td> <td>288</td> <td>175</td> <td>54</td> <td>7</td> <td>373</td> <td>1,811</td> </tr> <tr> <td>2023 年度箇所数</td> <td>375</td> <td>142</td> <td>128</td> <td>272</td> <td>288</td> <td>173</td> <td>54</td> <td>7</td> <td>372</td> <td>1,811</td> </tr> </tbody> </table>	建設事務所名	尾張	一宮	海部	知多	西三河	知立	豊田加茂	新城設楽	東三河	合計	2022 年度箇所数	372	142	128	272	288	175	54	7	373	1,811	2023 年度箇所数	375	142	128	272	288	173	54	7	372	1,811		
建設事務所名	尾張	一宮	海部	知多	西三河	知立	豊田加茂	新城設楽	東三河	合計																										
2022 年度箇所数	372	142	128	272	288	175	54	7	373	1,811																										
2023 年度箇所数	375	142	128	272	288	173	54	7	372	1,811																										
	<b>第六章 水防に関連する予報・警報</b>	<b>第六章 水防に関連する予報・警報</b>																																		
	<b>第一節 水防に関連する予報・警報の種類と発表基準</b>	<b>第一節 水防に関連する予報・警報の種類と発表基準</b>																																		
125	<b>1 気象、高潮及び洪水についての予報・警報等(名古屋地方気象台発表)</b> (略) (9) 気象情報 (略) ｲ) 「記録的短時間大雨情報」(気象庁発表) 愛知県内で、大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクル(追加)の「非常に危険」(うす紫)が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、「キキクル(警報の危険度分布)」で確認する必要がある。愛知県の雨量による発表基準は、1時間雨量 100mm 以上の降水が観測又は解析されたときである。 (略)	<b>1 気象、高潮及び洪水についての予報・警報等(名古屋地方気象台発表)</b> (略) (9) 気象情報 (略) ｲ) 「記録的短時間大雨情報」(気象庁発表) 愛知県内で、大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクル(危険度分布)の「(削除)危険」(紫)が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、「キキクル(削除)危険度分布)」で確認する必要がある。愛知県の雨量による発表基準は、1時間雨量 100mm 以上の降水が観測又は解析されたときである。 (略)	気象庁内規の改定、気象警報、津波警報等に係る緊急速報メールの廃止に伴う改正																																	

愛知県水防計画

頁	変更前（2022年度）	変更後（2023年度）	備考								
	<p>エ)「竜巻注意情報」(気象庁発表)</p> <p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、<u>雷注意報が発表されている状況下において</u>竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、気象庁から愛知県西部と愛知県東部を発表区域として発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。</p> <p>また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が、気象庁から愛知県西部と愛知県東部を発表区域として発表される。</p> <p>この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。</p> <p>カ)「早期注意情報（警報級の可能性）」</p> <p>5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（愛知県は東部と西部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（愛知県）で発表される。大雨（追加）に関して、5日先までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</p> <p>(10) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等の種類と概要</p> <table border="1" data-bbox="235 1038 1070 1423"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布） <u>※</u></td> <td>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報。土壌雨量指数等の2時間先までの予測値を用いて危険度を表示する。常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、どこで危険度が高まっているかを面的に確認することができる。 <u>（追加）</u> ・「<u>非常に危険</u>」（<u>うす紫</u>）：危険な場所から避難が必要と</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	概 要	土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布） <u>※</u>	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報。土壌雨量指数等の2時間先までの予測値を用いて危険度を表示する。常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、どこで危険度が高まっているかを面的に確認することができる。 <u>（追加）</u> ・「 <u>非常に危険</u> 」（ <u>うす紫</u> ）：危険な場所から避難が必要と	<p>エ)「竜巻注意情報」(気象庁発表)</p> <p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、<u>（削除）</u>竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、気象庁から愛知県西部と愛知県東部を発表区域として発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。</p> <p>また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が、気象庁から愛知県西部と愛知県東部を発表区域として発表される。</p> <p>この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。</p> <p>カ)「早期注意情報（警報級の可能性）」</p> <p>5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（愛知県は東部と西部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（愛知県）で発表される。大雨、<u>高潮</u>に関して、5日先までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</p> <p>(10) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等の種類と概要</p> <table border="1" data-bbox="1137 1038 1973 1423"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布） <u>（削除）</u></td> <td>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報。土壌雨量指数等の2時間先までの予測値を用いて危険度を表示する。常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、どこで危険度が高まっているかを面的に確認することができる。 ・「<u>災害切迫</u>」（<u>黒</u>）：<u>命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</u> ・「<u>（削除）危険</u>」（<u>紫</u>）：危険な場所から避難が必要とさ</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	概 要	土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布） <u>（削除）</u>	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報。土壌雨量指数等の2時間先までの予測値を用いて危険度を表示する。常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、どこで危険度が高まっているかを面的に確認することができる。 ・「 <u>災害切迫</u> 」（ <u>黒</u> ）： <u>命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</u> ・「 <u>（削除）危険</u> 」（ <u>紫</u> ）：危険な場所から避難が必要とさ	
種 類	概 要										
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布） <u>※</u>	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報。土壌雨量指数等の2時間先までの予測値を用いて危険度を表示する。常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、どこで危険度が高まっているかを面的に確認することができる。 <u>（追加）</u> ・「 <u>非常に危険</u> 」（ <u>うす紫</u> ）：危険な場所から避難が必要と										
種 類	概 要										
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布） <u>（削除）</u>	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報。土壌雨量指数等の2時間先までの予測値を用いて危険度を表示する。常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、どこで危険度が高まっているかを面的に確認することができる。 ・「 <u>災害切迫</u> 」（ <u>黒</u> ）： <u>命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</u> ・「 <u>（削除）危険</u> 」（ <u>紫</u> ）：危険な場所から避難が必要とさ										

愛知県水防計画

頁	変更前（2022年度）	変更後（2023年度）	備考
	<p>される警戒レベル4に相当。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>	<p>れる警戒レベル4に相当。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>	
	<p>浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）</p> <p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測値を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <p><u>（追加）</u></p>	<p>浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）</p> <p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測値を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <p><u>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確報が必要とされる警戒レベル5に相当。</u></p>	
	<p>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）</p> <p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測値を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <p><u>（追加）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「非常に危険」（<u>うす紫</u>）：危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>	<p>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）</p> <p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測値を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <p><u>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確報が必要とされる警戒レベル5に相当。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「<u>削除</u>危険」（<u>紫</u>）：危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>	
<p>（略）</p>	<p>※「極めて危険」（濃い紫）：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の<u>絞り込みに活用</u></p> <p>大雨・高潮の特別警報発表基準</p>	<p><u>（削除）</u></p> <p>大雨・高潮の特別警報発表基準</p> <p>（略）</p>	



愛知県水防計画

頁	変更前（2022年度）	変更後（2023年度）	備考							
	<p>「<u>発表にあたっては、降水量、台風を中心気圧などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標（発表条件）を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断をする。</u>」</p> <p>「数十年に一度」の現象に相当する指標は以下の表に記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨特別警報（警戒レベル5相当）の指標</li> </ul> <p><u>確率値を用いた場合（浸水害）</u></p> <p><u>①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、さらに雨が降り続くと予想される地域の中で、浸水キキクル（危険度分布）又は洪水キキクル（危険度分布）で5段階のうち最大の危険度が出現している市町村等に大雨特別警報（浸水害）を発表する。</u></p> <table border="1" data-bbox="226 619 1072 890"> <tr> <td data-bbox="226 619 342 735">①</td> <td data-bbox="342 619 1072 735">48時間降水量及び土壌雨量指数<sup>*1</sup>において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に50格子以上まとまって出現</td> </tr> <tr> <td data-bbox="226 735 342 890">②</td> <td data-bbox="342 735 1072 890">3時間降水量及び土壌雨量指数<sup>*1</sup>において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に10格子以上まとまって出現（ただし、3時間降水量が150mm<sup>*2</sup>以上となった格子のみをカウント対象とする）</td> </tr> </table> <p><u>指数を用いた場合（土砂災害）</u></p> <table border="1" data-bbox="226 970 1072 1161"> <tr> <td data-bbox="226 970 1072 1161">過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数<sup>*1</sup>の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨<sup>*3</sup>がさらに降り続くと予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表する。</td> </tr> </table>	①	48時間降水量及び土壌雨量指数 <sup>*1</sup> において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に50格子以上まとまって出現	②	3時間降水量及び土壌雨量指数 <sup>*1</sup> において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に10格子以上まとまって出現（ただし、3時間降水量が150mm <sup>*2</sup> 以上となった格子のみをカウント対象とする）	過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数 <sup>*1</sup> の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨 <sup>*3</sup> がさらに降り続くと予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表する。	<p>「<u>過去の災害事例に照らして、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、台風を中心気圧などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて発表を判断する。</u>」</p> <p>「数十年に一度」の現象に相当する指標は以下の表に記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨特別警報（警戒レベル5相当）の指標</li> </ul> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>大雨特別警報（土砂災害）の場合</u></p> <table border="1" data-bbox="1133 970 1980 1161"> <tr> <td data-bbox="1133 970 1980 1161">過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数<sup>*1</sup>の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨<sup>*4</sup>がさらに降り続くと予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表する。</td> </tr> </table> <p><u>大雨特別警報（浸水害）の場合</u></p> <table border="1" data-bbox="1133 1241 1980 1433"> <tr> <td data-bbox="1133 1241 1980 1433">過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域ごとに設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨<sup>*4</sup>がさらに降り続くと予想される市町村等に大雨特別警報（浸水害）を発表する。</td> </tr> </table>	過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数 <sup>*1</sup> の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨 <sup>*4</sup> がさらに降り続くと予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表する。	過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域ごとに設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨 <sup>*4</sup> がさらに降り続くと予想される市町村等に大雨特別警報（浸水害）を発表する。	
①	48時間降水量及び土壌雨量指数 <sup>*1</sup> において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に50格子以上まとまって出現									
②	3時間降水量及び土壌雨量指数 <sup>*1</sup> において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に10格子以上まとまって出現（ただし、3時間降水量が150mm <sup>*2</sup> 以上となった格子のみをカウント対象とする）									
過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数 <sup>*1</sup> の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨 <sup>*3</sup> がさらに降り続くと予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表する。										
過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数 <sup>*1</sup> の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨 <sup>*4</sup> がさらに降り続くと予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表する。										
過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域ごとに設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨 <sup>*4</sup> がさらに降り続くと予想される市町村等に大雨特別警報（浸水害）を発表する。										

愛知県水防計画

頁	変更前（2022年度）	変更後（2023年度）	備考
	<p>※1 土壌雨量指数：<u>降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを数値化したもの。</u></p> <p>※2 <u>3時間降水量150mm：1時間50mmの雨(滝のようにゴーゴー降る、非常に激しい雨)が3時間続くことに相当。</u> <u>(追加)</u></p> <p>※3 激しい雨：1時間に概ね30mm以上の雨。</p> <p>(略)</p> <p>2 津波警報等の種類・内容等（気象庁発表） (略)</p> <p>(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報 ア. 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等 気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分（一部の地震※については約2分）を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については<u>津波特別警報</u>に位置づけられる。</p> <p>津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模（<u>マグニチュード</u>）が8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合は、その後、地震の</p>	<p>①<u>表面雨量指数<sup>*2</sup>として定める基準値以上となる1km格子が概ね30格子以上まとまって出現。</u></p> <p>②<u>流域雨量指数<sup>*3</sup>として定める基準値以上となる1km格子が概ね20格子以上まとまって出現。</u></p> <p>※1 土壌雨量指数：<u>降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。</u></p> <p>※2 <u>表面雨量指数：降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを数値化したもの。</u></p> <p>※3 <u>流域雨量指数：降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数</u></p> <p>※4 激しい雨：1時間に概ね30mm以上の雨。</p> <p>(略)</p> <p>2 津波警報等の種類・内容等（気象庁発表） (略)</p> <p>(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報 ア. 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等 気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分（一部の地震※については約2分）を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については<u>特別警報</u>に位置づけられる。</p> <p>津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模が<u>マグニチュード8</u>を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合は、その後、地震の規模が精</p>	

愛知県水防計画

頁	変更前（2022年度）	変更後（2023年度）	備考
	<p>規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。</p> <p>(略)</p> <p>イ. 津波警報等の留意事項等 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。</li> </ul> <p><u>(追加)</u></p> <p>(2) 津波情報 (略)</p> <p>イ. 津波情報の留意事項等</p> <p>① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。</li> </ul> <p>(略)</p> <p>(3) 津波予報 (略)</p> <p>津波予報の発表基準と発表内容</p>	<p>度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。</p> <p>(略)</p> <p>イ. 津波警報等の留意事項等 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>どのような津波であれ、危険な地域から一刻も早い避難が必要であることから、市町村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。</u></li> <li><u>また、緊急安全確保は基本的には発令しない。</u></li> <li><u>大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。</u></li> </ul> <p>(2) 津波情報 (略)</p> <p>イ. 津波情報の留意事項等</p> <p>① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。</li> </ul> <p>(略)</p> <p>(3) 津波予報 (略)</p> <p>津波予報の発表基準と発表内容</p>	

愛知県水防計画

頁	変更前（2022年度）		変更後（2023年度）		備考
	発表基準	発表内容	発表基準	発表内容	
(略)	津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
		0.2m未満の海面変動が予想されたとき <u>(追加)</u>	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表	0.2m未満の海面変動が予想されたとき <u>(津波に関するその他の情報に含めて発表)</u>	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
		津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき <u>(追加)</u>	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表	津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき <u>(津波に関するその他の情報に含めて発表)</u>	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表
<b>第二節 水防に関連する予報・警報の伝達</b>			<b>第二節 水防に関連する予報・警報の伝達</b>		
152	1 気象、高潮及び洪水に関する警報等伝達系統図		1 気象、高潮及び洪水に関する警報等伝達系統図		警報等伝達系統の変更

愛知県水防計画

頁	変更前 (2022 年度)	変更後 (2023 年度)	備考
	<p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>—— 高度情報通信ネットワーク</li> <li>- - - 加入電話</li> <li>- · - 市内放送等</li> <li>—— Jアラート</li> <li>—— 専用回線</li> <li>- · · 報道</li> <li>· · · · 緊急通報メール (次頁も同じ)</li> </ul> <p>※緊急通報メールは、気象等（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。</p> <p>注1) 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1項の規定に基づく法定伝達先。</p> <p>注2) 愛知県から市町村、市町村から住民への経路及び日本放送協会名古屋放送局から住民への経路は、特別警報が発表された際に、通知又は周知の措置が義務づけられている。</p>	<p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>—— 高度情報通信ネットワーク</li> <li>- - - 加入電話</li> <li>- · - 市内放送等</li> <li>—— Jアラート</li> <li>—— 専用回線</li> <li>- · · 報道</li> <li>(削除)</li> </ul> <p>(削除)</p> <p>注1) 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号の規定に基づく法定伝達先。</p> <p>注2) 愛知県から市町村、市町村から住民への経路及び日本放送協会名古屋放送局から住民への経路は、特別警報が発表された際に、通知又は周知の措置が義務づけられている。</p>	

頁	変更前 (2022 年度)	変更後 (2023 年度)	備考
154	<p>2 津波警報等の伝達系統図</p> <p>※緊急連絡メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。</p> <p>注1) 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1項(追加)の規定に基づく法定伝達先。</p> <p>注2) 愛知県から市町村、市町村から住民への経路及び日本放送協会名古屋放送局から住民への経路は、特別警報が発表された際に、通知又は周知の措置が義務づけられている。</p>	<p>2 津波警報等の伝達系統図</p> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高速度情報通信ネットワーク</li> <li>加入電話</li> <li>庁内放送等</li> <li>Jアラート</li> <li>専用回線</li> <li>鉄道</li> <li>緊急連絡メール</li> </ul> <p>※緊急連絡メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。</p> <p>注1) 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1項及び第9項の規定に基づく法定伝達先。</p> <p>注2) 愛知県から市町村、市町村から住民への経路及び日本放送協会名古屋放送局から住民への経路は、特別警報が発表された際に、通知又は周知の措置が義務づけられている。</p>	

愛知県水防計画

頁	変更前 (2022 年度)	変更後 (2023 年度)	備考																																																																																																																																																																																																																																																
	<b>第九章 水位情報の周知</b>	<b>第九章 水位情報の周知</b>																																																																																																																																																																																																																																																	
	<b>第三節 水位情報周知を行う水位観測所における基準水位</b>	<b>第三節 水位情報周知を行う水位観測所における基準水位</b>																																																																																																																																																																																																																																																	
194	<b>1 知事が指定した河川</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">河川名</th> <th rowspan="2">観測所名</th> <th colspan="5">基準水位 ( m )</th> <th rowspan="2">発表者</th> </tr> <tr> <th>水防団待機 (通報)</th> <th>氾濫注意 (警戒)</th> <th>出 動</th> <th>避難判断</th> <th>氾濫危険 (洪水特別警戒)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="8">(略)</td> </tr> <tr> <td>福田川</td> <td>新居屋 (左岸 10.0km 付近)</td> <td>T.P. (-0.10)</td> <td>T.P. (0.25)</td> <td>T.P. (0.60)</td> <td>T.P. (0.70)</td> <td>T.P. (0.95)</td> <td>海部建設事務所長</td> </tr> <tr> <td colspan="8">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="8">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	観測所名	基準水位 ( m )					発表者	水防団待機 (通報)	氾濫注意 (警戒)	出 動	避難判断	氾濫危険 (洪水特別警戒)	(略)								福田川	新居屋 (左岸 10.0km 付近)	T.P. (-0.10)	T.P. (0.25)	T.P. (0.60)	T.P. (0.70)	T.P. (0.95)	海部建設事務所長	(略)								(略)								<b>1 知事が指定した河川</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">河川名</th> <th rowspan="2">観測所名</th> <th colspan="5">基準水位 ( m )</th> <th rowspan="2">発表者</th> </tr> <tr> <th>水防団待機 (通報)</th> <th>氾濫注意 (警戒)</th> <th>出 動</th> <th>避難判断</th> <th>氾濫危険 (洪水特別警戒)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="8">(略)</td> </tr> <tr> <td>福田川</td> <td>新居屋 (左岸 10.0km 付近)</td> <td>T.P. (-0.05)</td> <td>T.P. (0.30)</td> <td>T.P. (0.60)</td> <td>T.P. (0.85)</td> <td>T.P. (1.10)</td> <td>海部建設事務所長</td> </tr> <tr> <td colspan="8">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="8">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	観測所名	基準水位 ( m )					発表者	水防団待機 (通報)	氾濫注意 (警戒)	出 動	避難判断	氾濫危険 (洪水特別警戒)	(略)								福田川	新居屋 (左岸 10.0km 付近)	T.P. (-0.05)	T.P. (0.30)	T.P. (0.60)	T.P. (0.85)	T.P. (1.10)	海部建設事務所長	(略)								(略)								基準水位の見直しに伴う変更																																																																																																																																																						
河川名	観測所名			基準水位 ( m )						発表者																																																																																																																																																																																																																																									
		水防団待機 (通報)	氾濫注意 (警戒)	出 動	避難判断	氾濫危険 (洪水特別警戒)																																																																																																																																																																																																																																													
(略)																																																																																																																																																																																																																																																			
福田川	新居屋 (左岸 10.0km 付近)	T.P. (-0.10)	T.P. (0.25)	T.P. (0.60)	T.P. (0.70)	T.P. (0.95)	海部建設事務所長																																																																																																																																																																																																																																												
(略)																																																																																																																																																																																																																																																			
(略)																																																																																																																																																																																																																																																			
河川名	観測所名	基準水位 ( m )					発表者																																																																																																																																																																																																																																												
		水防団待機 (通報)	氾濫注意 (警戒)	出 動	避難判断	氾濫危険 (洪水特別警戒)																																																																																																																																																																																																																																													
(略)																																																																																																																																																																																																																																																			
福田川	新居屋 (左岸 10.0km 付近)	T.P. (-0.05)	T.P. (0.30)	T.P. (0.60)	T.P. (0.85)	T.P. (1.10)	海部建設事務所長																																																																																																																																																																																																																																												
(略)																																																																																																																																																																																																																																																			
(略)																																																																																																																																																																																																																																																			
	<b>第十章 水防活動</b>	<b>第十章 水防活動</b>																																																																																																																																																																																																																																																	
	<b>第一節 雨量・水位・潮位の監視と通報</b>	<b>第一節 雨量・水位・潮位の監視と通報</b>																																																																																																																																																																																																																																																	
218	<b>3 愛知県水防テレメータシステム</b> (1) (略) (2) 構成 (略) [水位局 <u>9 3 局</u> ] (略) (愛知県水防テレメータシステムの他に、危機管理型水位計を <u>1 7 3 局</u> 設置している。)	<b>3 愛知県水防テレメータシステム</b> (1) (略) (2) 構成 (略) [水位局 <u>9 5 局</u> ] (略) (愛知県水防テレメータシステムの他に、危機管理型水位計を <u>1 8 0 局</u> 設置している。)	規定整備																																																																																																																																																																																																																																																
222	<b>5 愛知県水防テレメータシステム水位観測局</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>水系</th> <th>河川名</th> <th>観測所名</th> <th>距離</th> <th>所管</th> <th>所在地</th> <th>単位</th> <th>河床高</th> <th>0点高</th> <th>水防団待機水位 (第一基準)</th> <th>氾濫注意水位 (第二基準)</th> <th>出動水位 (第三基準)</th> <th>避難判断水位</th> <th>氾濫危険水位 (危険水位)</th> <th>堤防高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="16">(略)</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td></td> <td>福田川</td> <td>福田</td> <td>1/000</td> <td></td> <td>名古屋市港区福屋2丁目116番地先</td> <td>TP m</td> <td>-3.70</td> <td>0.00</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>(1.50)</td> <td>1.50</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td></td> <td></td> <td>★新居屋</td> <td>10/000</td> <td></td> <td>あま市新居屋上権現61番地</td> <td>TP m</td> <td>1.69</td> <td>0.00</td> <td>(-0.10)</td> <td>(0.25)</td> <td>(0.60)</td> <td>★0.70</td> <td>★0.95</td> <td>1.95</td> </tr> <tr> <td colspan="16">(略)</td> </tr> <tr> <td>29</td> <td>庄内川</td> <td>地藏川</td> <td>勝川</td> <td>0/350</td> <td>尾張</td> <td>春日井市森山田町65番地先</td> <td>河床m</td> <td>-0.11</td> <td></td> <td>(1.00)</td> <td>(1.60)</td> <td>(2.00)</td> <td>-</td> <td>(2.60)</td> <td>3.20</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(追加)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>TP</td> <td>9.00m</td> <td>9.11</td> <td>TP10.11m</td> <td>TP10.71m</td> <td>TP11.11m</td> <td></td> <td>TP11.71m</td> <td>TP12.31m</td> </tr> </tbody> </table>	No.	水系	河川名	観測所名	距離	所管	所在地	単位	河床高	0点高	水防団待機水位 (第一基準)	氾濫注意水位 (第二基準)	出動水位 (第三基準)	避難判断水位	氾濫危険水位 (危険水位)	堤防高	(略)																7		福田川	福田	1/000		名古屋市港区福屋2丁目116番地先	TP m	-3.70	0.00	-	-	-	-	(1.50)	1.50	8			★新居屋	10/000		あま市新居屋上権現61番地	TP m	1.69	0.00	(-0.10)	(0.25)	(0.60)	★0.70	★0.95	1.95	(略)																29	庄内川	地藏川	勝川	0/350	尾張	春日井市森山田町65番地先	河床m	-0.11		(1.00)	(1.60)	(2.00)	-	(2.60)	3.20				(追加)				TP	9.00m	9.11	TP10.11m	TP10.71m	TP11.11m		TP11.71m	TP12.31m	<b>5 愛知県水防テレメータシステム水位観測局</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>水系</th> <th>河川名</th> <th>観測所名</th> <th>距離</th> <th>所管</th> <th>所在地</th> <th>単位</th> <th>河床高</th> <th>0点高</th> <th>水防団待機水位 (第一基準)</th> <th>氾濫注意水位 (第二基準)</th> <th>出動水位 (第三基準)</th> <th>避難判断水位</th> <th>氾濫危険水位 (危険水位)</th> <th>堤防高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="16">(略)</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td></td> <td>福田川</td> <td>福田</td> <td>1/000</td> <td></td> <td>名古屋市港区福屋2丁目116番地先</td> <td>TP m</td> <td>-3.70</td> <td>0.00</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>(1.50)</td> <td>1.50</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td></td> <td></td> <td>★新居屋</td> <td>10/000</td> <td></td> <td>あま市新居屋上権現61番地</td> <td>TP m</td> <td>1.69</td> <td>0.00</td> <td>(-0.05)</td> <td>(0.30)</td> <td>(0.60)</td> <td>★0.85</td> <td>★1.10</td> <td>1.95</td> </tr> <tr> <td colspan="16">(略)</td> </tr> <tr> <td>29</td> <td>庄内川</td> <td>地藏川</td> <td>勝川</td> <td>0/350</td> <td>尾張</td> <td>春日井市森山田町65番地先</td> <td>河床m</td> <td>-0.11</td> <td></td> <td>(1.00)</td> <td>(1.60)</td> <td>(2.00)</td> <td>-</td> <td>(2.60)</td> <td>3.20</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>地藏川排水</td> <td>3/415</td> <td></td> <td>春日井市御幸町三丁目地先</td> <td>TP m</td> <td>7.40</td> <td>0.00</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>(10.80)</td> <td>11.40</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>八田川</td> <td>0/840</td> <td></td> <td>春日井市御幸町三丁目地先</td> <td>TP m</td> <td>8.50</td> <td>0.00</td> <td>(9.20)</td> <td>(9.87)</td> <td>(10.52)</td> <td>-</td> <td>(14.74)</td> <td>16.64</td> </tr> </tbody> </table>	No.	水系	河川名	観測所名	距離	所管	所在地	単位	河床高	0点高	水防団待機水位 (第一基準)	氾濫注意水位 (第二基準)	出動水位 (第三基準)	避難判断水位	氾濫危険水位 (危険水位)	堤防高	(略)																7		福田川	福田	1/000		名古屋市港区福屋2丁目116番地先	TP m	-3.70	0.00	-	-	-	-	(1.50)	1.50	8			★新居屋	10/000		あま市新居屋上権現61番地	TP m	1.69	0.00	(-0.05)	(0.30)	(0.60)	★0.85	★1.10	1.95	(略)																29	庄内川	地藏川	勝川	0/350	尾張	春日井市森山田町65番地先	河床m	-0.11		(1.00)	(1.60)	(2.00)	-	(2.60)	3.20				地藏川排水	3/415		春日井市御幸町三丁目地先	TP m	7.40	0.00	-	-	-	-	(10.80)	11.40				八田川	0/840		春日井市御幸町三丁目地先	TP m	8.50	0.00	(9.20)	(9.87)	(10.52)	-	(14.74)	16.64	観測所の追加及び基準水位の見直しに伴う変更
No.	水系	河川名	観測所名	距離	所管	所在地	単位	河床高	0点高	水防団待機水位 (第一基準)	氾濫注意水位 (第二基準)	出動水位 (第三基準)	避難判断水位	氾濫危険水位 (危険水位)	堤防高																																																																																																																																																																																																																																				
(略)																																																																																																																																																																																																																																																			
7		福田川	福田	1/000		名古屋市港区福屋2丁目116番地先	TP m	-3.70	0.00	-	-	-	-	(1.50)	1.50																																																																																																																																																																																																																																				
8			★新居屋	10/000		あま市新居屋上権現61番地	TP m	1.69	0.00	(-0.10)	(0.25)	(0.60)	★0.70	★0.95	1.95																																																																																																																																																																																																																																				
(略)																																																																																																																																																																																																																																																			
29	庄内川	地藏川	勝川	0/350	尾張	春日井市森山田町65番地先	河床m	-0.11		(1.00)	(1.60)	(2.00)	-	(2.60)	3.20																																																																																																																																																																																																																																				
			(追加)				TP	9.00m	9.11	TP10.11m	TP10.71m	TP11.11m		TP11.71m	TP12.31m																																																																																																																																																																																																																																				
No.	水系	河川名	観測所名	距離	所管	所在地	単位	河床高	0点高	水防団待機水位 (第一基準)	氾濫注意水位 (第二基準)	出動水位 (第三基準)	避難判断水位	氾濫危険水位 (危険水位)	堤防高																																																																																																																																																																																																																																				
(略)																																																																																																																																																																																																																																																			
7		福田川	福田	1/000		名古屋市港区福屋2丁目116番地先	TP m	-3.70	0.00	-	-	-	-	(1.50)	1.50																																																																																																																																																																																																																																				
8			★新居屋	10/000		あま市新居屋上権現61番地	TP m	1.69	0.00	(-0.05)	(0.30)	(0.60)	★0.85	★1.10	1.95																																																																																																																																																																																																																																				
(略)																																																																																																																																																																																																																																																			
29	庄内川	地藏川	勝川	0/350	尾張	春日井市森山田町65番地先	河床m	-0.11		(1.00)	(1.60)	(2.00)	-	(2.60)	3.20																																																																																																																																																																																																																																				
			地藏川排水	3/415		春日井市御幸町三丁目地先	TP m	7.40	0.00	-	-	-	-	(10.80)	11.40																																																																																																																																																																																																																																				
			八田川	0/840		春日井市御幸町三丁目地先	TP m	8.50	0.00	(9.20)	(9.87)	(10.52)	-	(14.74)	16.64																																																																																																																																																																																																																																				

愛知県水防計画

頁	変更前 (2022 年度)										変更後 (2023 年度)										備考								
30	大山川	★豊山	2/000	西春日井郡豊山町大字青山字東川	河床 m	-0.10	(2.90)	(3.80)	(4.20)	★4.20	★4.70	6.00	32	大山川	★豊山	2/000	西春日井郡豊山町大字青山字東川	河床 m	-0.10	(2.90)	(3.80)	(4.20)	★4.20	★4.70	6.00				
31		二重堀	8/000	139 番地の1 地先	河床 m	TP 3.34m	3.44	TP 6.34m	TP7.24m	TP7.64m	TP 7.64m	TP 8.14m	TP 9.44m	33		二重堀	8/000	139 番地の1 地先	河床 m	TP 3.34m	3.44	TP 6.34m	TP7.24m	TP7.64m	TP 7.64m	TP 8.14m	TP 9.44m		
32	合瀬川	自才橋	8/900	小牧市大字二重堀地内	河床 m	0.00	20.95	-	-	-	-	4.80	TP25.75m	34	合瀬川	自才橋	8/900	小牧市大字二重堀地内	河床 m	0.00	20.95	-	-	-	-	4.80	TP25.75m		
33				小牧市大字小牧原新田地内	河床 m	0.00	-	-	-	-	-	3.10	TP25.60m	35				小牧市大字小牧原新田地内	河床 m	0.00	-	-	-	-	-	3.10	TP25.60m		
34	中江川	中江川内水位	0/220	北名古屋市片場地内	TP m	0.00	-	-	-	-	(6.40)	7.20		36	中江川	中江川内水位	0/220	北名古屋市片場地内	TP m	0.00	-	-	-	-	(6.40)	7.20			
35		中江川外水位	0/140	北名古屋市片場地内	TP m	0.00	-	-	-	-	(7.05)	7.80		37		中江川外水位	0/140	北名古屋市片場地内	TP m	0.00	-	-	-	-	(7.05)	7.80			
36	鴨田川	鴨田川内水位	0/000	北名古屋市九之坪地内	TP m	0.00	-	-	-	-	(3.00)	4.80		38	鴨田川	鴨田川内水位	0/000	北名古屋市九之坪地内	TP m	0.00	-	-	-	-	(3.00)	4.80			
37		鴨田川外水位	18/000	北名古屋市九之坪地内	TP m	0.00	-	-	-	-	(6.00)	7.40		39		鴨田川外水位	18/000	北名古屋市九之坪地内	TP m	0.00	-	-	-	-	(6.00)	7.40			
38	矢田川	★平子	13/410	尾張旭市庄内中町字南島地先	河床 m	-1.46	(2.00)	(2.20)	(2.35)	★2.35	★2.65	5.00		40	矢田川	★平子	13/410	尾張旭市庄内中町字南島地先	河床 m	-1.46	(2.00)	(2.20)	(2.35)	★2.35	★2.65	5.00			
39		長栄八反	8/000	名古屋守山区小六町地内	河床 m	0.00	-	-	-	-	-	7.30	TP22.98m	41		長栄八反	8/000	名古屋守山区小六町地内	河床 m	0.00	-	-	-	-	-	7.30	TP22.98m		
40		香河川	★猪子石	1/550	名古屋市名東区猪高町大字猪子石	河床 m	-0.86	(0.60)	(1.10)	(1.50)	★1.85	★2.10	4.10		42		香河川	★猪子石	1/550	名古屋市名東区猪高町大字猪子石	河床 m	-0.86	(0.60)	(1.10)	(1.50)	★1.85	★2.10	4.10	
41		瀬戸川	共栄橋	1/300	瀬戸市川西町一丁目10-2 地先	河床 m	0.00	(1.50)	(2.00)	(2.30)	-	(2.90)	3.70		43		瀬戸川	共栄橋	1/300	瀬戸市川西町一丁目10-2 地先	河床 m	0.00	(1.50)	(2.00)	(2.30)	-	(2.90)	3.70	
42		内津川	★松本	2/100	春日井市出川町四石田70-2 地先	河床 m	-0.17	(1.10)	(1.60)	(2.00)	★2.00	★2.20	4.60		44		内津川	★松本	2/100	春日井市出川町四石田70-2 地先	河床 m	-0.17	(1.10)	(1.60)	(2.00)	★2.00	★2.20	4.60	
43		内津川放水路	1/400	春日井市松本町	河床 m	-0.66	(0.91)	(1.51)	(2.11)	-	(2.91)	5.00		45		内津川放水路	1/400	春日井市松本町	河床 m	-0.66	(0.91)	(1.51)	(2.11)	-	(2.91)	5.00			
44		八田川	★味美	2/400	春日井市味美町3丁目	河床 m	1.63	★3.90	★4.50	★4.70	★5.20	★5.55	6.70		46		八田川	★味美	2/400	春日井市味美町3丁目	河床 m	1.63	★3.90	★4.50	★4.70	★5.20	★5.55	6.70	
45	山崎川	★瑞穂	6/000	名古屋市瑞穂区豊岡通3丁目29 番地先	河床 m	0.00	(2.20)	(3.00)	(3.50)	★3.50	★4.05	5.60		47	山崎川	★瑞穂	6/000	名古屋市瑞穂区豊岡通3丁目29 番地先	河床 m	0.00	(2.20)	(3.00)	(3.50)	★3.50	★4.05	5.60			
46	天白川	★天白川	7/370	名古屋市南区中江二丁目地内	TP m	0.60	0.06	★2.90	★3.95	★4.90	★4.90	★6.05	8.94		48	天白川	★天白川	7/370	名古屋市南区中江二丁目地内	TP m	0.60	0.06	★2.90	★3.95	★4.90	★4.90	★6.05	8.94	
47		天白島田	10/150	名古屋市天白区中砂地内	TP m	7.07	0.00	(9.40)	(10.00)	(11.00)	(11.00)	(12.10)	14.65		49		天白島田	10/150	名古屋市天白区中砂地内	TP m	7.07	0.00	(9.40)	(10.00)	(11.00)	(11.00)	(12.10)	14.65	
48	扇川	★鳴海	4/300	名古屋市緑区鳴海町字向田4番7地先	TP m	0.00	0.00	(1.40)	(2.50)	(2.85)	★2.85	★3.50	4.80		50	扇川	★鳴海	4/300	名古屋市緑区鳴海町字向田4番7地先	TP m	0.00	0.00	(1.40)	(2.50)	(2.85)	★2.85	★3.50	4.80	
49	矢田川	矢田川	大野	0/600	知多 常滑市大野町5丁目134番1地先	TP m	-0.70	0.00	-	-	-	(1.90)	2.60		51	矢田川	矢田川	大野	0/600	知多 常滑市大野町5丁目134番1地先	TP m	-0.70	0.00	-	-	-	(1.90)	2.60	
50	阿久比川	岩滑阿久比川	3/300	半田市岩滑東町1丁目128番地先	TP m	-0.20	0.00	(1.60)	(2.50)	(3.30)	-	(4.60)	5.30		52	阿久比川	岩滑阿久比川	3/300	半田市岩滑東町1丁目128番地先	TP m	-0.20	0.00	(1.60)	(2.50)	(3.30)	-	(4.60)	5.30	
51	十ヶ川	岩滑十ヶ川	1/550	半田市岩滑東町1丁目128番地先	TP m	-1.30	0.00	-	-	-	-	(1.70)	3.60		53	十ヶ川	岩滑十ヶ川	1/550	半田市岩滑東町1丁目128番地先	TP m	-1.30	0.00	-	-	-	-	(1.70)	3.60	
52	阿久比川	★宮津	5/300	知多郡阿久比町大字猿岡字高田300番地先	TP m	1.76	0.00	(3.30)	(4.15)	(4.85)	★5.45	★5.90	8.16		54	阿久比川	★宮津	5/300	知多郡阿久比町大字猿岡字高田300番地先	TP m	1.76	0.00	(3.30)	(4.15)	(4.85)	★5.45	★5.90	8.16	
53	境川	★泉田	7/330	知立 刈谷市泉田町西中浜5番2地先	TP m	1.10	0.00	★3.10	★3.85	★4.35	★4.65	★5.20	8.30		55	境川	★泉田	7/330	知立 刈谷市泉田町西中浜5番2地先	TP m	1.10	0.00	★3.10	★3.85	★4.35	★4.65	★5.20	8.30	
54		井ヶ谷	12/400	刈谷市井ヶ谷町稲葉崎地先	TP m	8.90	0.00	(11.80)	(12.40)	(12.80)	-	(13.50)	15.30		56		井ヶ谷	12/400	刈谷市井ヶ谷町稲葉崎地先	TP m	8.90	0.00	(11.80)	(12.40)	(12.80)	-	(13.50)	15.30	
55		西一色	16/000	豊田加茂 みよし市西一色町塚ノ下41番地先	河床 m	-0.20	(1.40)	(2.30)	(2.70)	-	(3.30)	4.10		57		西一色	16/000	豊田加茂 みよし市西一色町塚ノ下41番地先	河床 m	-0.20	(1.40)	(2.30)	(2.70)	-	(3.30)	4.10			
56	石ヶ瀬川	大府	2/000	知多 大府市月見町4丁目地内	TP m	2.00	0.00	(3.50)	(4.10)	(4.60)	-	(5.45)	6.50		58	石ヶ瀬川	大府	2/000	知多 大府市月見町4丁目地内	TP m	2.00	0.00	(3.50)	(4.10)	(4.60)	-	(5.45)	6.50	
57	発杭川	発杭川水門内	1/400	知立 刈谷市泉田町半崎98-1	TP m							(3.14)	4.60		59	発杭川	発杭川水門内	1/400	知立 刈谷市泉田町半崎98-1	TP m							(3.14)	4.60	





愛知県水防計画

頁	変更前 (2022 年度)													変更後 (2023 年度)													備考																			
	87	88	89	90	91	92	93	河床m	河川名	設置箇所	市町村	備考	89	90	91	92	93	94	95	河床m	河川名	設置箇所	市町村	備考																						
227	音羽川 音羽川 ★国府 4/340 東三河 豊川市森1丁目13-1地先 TP11.54m 11.58 TP12.98m TP13.43m TP13.73m TP13.98m TP14.28m TP15.08m													音羽川 音羽川 ★国府 4/340 東三河 豊川市森1丁目13-1地先 TP11.54m 11.58 TP12.98m TP13.43m TP13.73m TP13.98m TP14.28m TP15.08m													規定整備 (列の入替。 水位計の追 加変更はなし)																			
	柳生川 柳生川 ★花田 5/050 豊橋市前田南地内 TP m 0.19 0.00 (1.35) (2.05) (2.60) ★2.60 ★3.50 4.10													柳生川 柳生川 ★花田 5/050 豊橋市前田南地内 TP m 0.19 0.00 (1.35) (2.05) (2.60) ★2.60 ★3.50 4.10																																
	梅田川 梅田川 ★浜道 5/520 豊橋市天伯町字八田平24-4 河床m 0.00 (2.35) (2.80) (3.05) ★3.05 ★3.70 4.40													梅田川 梅田川 ★浜道 5/520 豊橋市天伯町字八田平24-4 河床m 0.00 (2.35) (2.80) (3.05) ★3.05 ★3.70 4.40																																
	汐川 汐川 柳町 2/240 田原市柳町地内 TP m -1.04 0.01 - (1.50) (1.90) - (2.60) 3.20													汐川 汐川 柳町 2/240 田原市柳町地内 TP m -1.04 0.01 - (1.50) (1.90) - (2.60) 3.20																																
	佐奈川 佐奈川 ★佐土 8/260 豊川市佐土町 河床m 0.02 (1.85) (2.15) (2.40) ★2.45 ★2.80 4.03													佐奈川 佐奈川 ★佐土 8/260 豊川市佐土町 河床m 0.02 (1.85) (2.15) (2.40) ★2.45 ★2.80 4.03																																
	観川 観川 観川排水機内 2/700 (追加) 碧南市中江町5丁目38,78番地 TP m -2.00 0.00 (0.40)													観川 観川 観川排水機内 2/700 知立 碧南市中江町5丁目38,78番地 TP m -2.00 0.00 (0.40)																																
	観川 観川 観川排水機外 2/630 碧南市中江町5丁目38,78番地 TP m -2.50 0.00 (3.65)													観川 観川 観川排水機外 2/630 碧南市中江町5丁目38,78番地 TP m -2.50 0.00 (3.65)																																
	(略)													(略)																																
	7 危機管理型水位計 (略)													7 危機管理型水位計 (略)																																
	(2) 水位計一覧													(2) 水位計一覧																																
No.	所管	水系名	河川名	設置箇所	市町村	No.	所管	市町村	水系名	河川名	設置箇所	No.	所管	水系名	河川名	設置箇所																														
1	尾張	天白川	繁盛川	モチ口橋	名古屋市・日進市	1	尾張	名古屋市・日進市	天白川	繁盛川	モチ口橋	1	尾張	天白川	繁盛川	モチ口橋																														
2		庄内川	香流川	中島橋	名古屋市	2		尾張	名古屋市	庄内川	香流川	中島橋		2	尾張	庄内川	香流川	中島橋																												
3		天白川	扇川	相生橋		3			尾張			新地藏川		立合橋		3	尾張		新地藏川	立合橋																										
4		山崎川	山崎川	可和名橋		4				尾張		天白川		扇川		相生橋		4	尾張	天白川	扇川	相生橋																								
5		庄内川	新地藏川	立合橋		5					尾張			山崎川		山崎川		可和名橋		5	尾張	山崎川	山崎川	可和名橋																						
6		庄内川	矢田川	本地大橋	瀬戸市	6						尾張		瀬戸市		庄内川		矢田川		本地大橋		6	尾張	庄内川	矢田川	本地大橋																				
7			瀬戸川	記念橋		7								尾張						瀬戸川		記念橋		7	尾張		瀬戸川	記念橋																		
8			水野川	水野大橋		8										尾張						水野川		水野大橋		8	尾張		水野川	水野大橋																
9			西行堂川	牛山新田橋	春日井市	9												尾張		春日井市				西行堂川		牛山新田橋		9	尾張		西行堂川	牛山新田橋														
10			内津川	厚金橋		10														尾張						内津川		厚金橋		10	尾張		内津川	厚金橋												
11			地藏川	弥生公園橋		11																尾張								篠原歩道橋		11	尾張			篠原歩道橋										
12			内津川	篠原歩道橋		12																		尾張								松本橋		12	尾張			松本橋								
13			繁田川	黒坪橋		13																				尾張						地藏川		弥生公園橋		13	尾張		地藏川	弥生公園橋						
14			内津川	松本橋		14																						尾張						繁田川		黒坪橋		14	尾張		繁田川	黒坪橋				
15			八田川	十五丁橋		15																								尾張						八田川		十五丁橋		15	尾張		八田川	十五丁橋		
16			八田川	巡見橋		16																										尾張								巡見橋		16	尾張			巡見橋
17			大山川	高畑上橋	小牧市	17																												尾張		小牧市				大山川		高畑上橋		17	尾張	

愛知県水防計画

頁	変更前 (2022 年度)				変更後 (2023 年度)				備考
18			新境川	無名橋			新境川	無名橋	
19			池田川	無名橋			池田川	無名橋	
20			薬師川	新金井戸橋			薬師川	新金井戸橋	
21			合瀬川	山北歩道橋			合瀬川	山北歩道橋	
22			中江川	宮前橋			中江川	宮前橋	
23			原川	土居北橋			原川	土居北橋	
24			矢戸川	正眼寺橋			矢戸川	正眼寺橋	
25			巾下川	乳児塚橋歩道橋			巾下川	乳児塚橋歩道橋	
26			外堀川	外堀中橋			外堀川	外堀中橋	
27			天神川	天神川1号橋	尾張旭市		天神川	天神川1号橋	
28			矢田川	印場橋			矢田川	印場橋	
29		境川	皆瀬川	姥子橋	豊明市		皆瀬川	姥子橋	
30			正戸川	正戸川1号橋			正戸川	正戸川1号橋	
31		天白川	天白川	新大正橋	日進市		天白川	新大正橋	
32				米野木橋				米野木橋	
33			岩崎川	大向橋			岩崎川	大向橋	
34		庄内川	新中江川	昭聖橋	小牧市・北名古屋市		新中江川	昭聖橋	
35			鴨田川	名古屋外環状線橋	北名古屋市		鴨田川	名古屋外環状線橋	
36			水場川	水場橋	清須市・北名古屋市		水場川	水場橋	
37			香流川	下川原橋	名古屋市・長久手市		香流川	下川原橋	
38			大山川	大山川橋	豊山町		大山川	大山川橋	
39			五条川	春日新橋	清須市		五条川	春日新橋	
40	一宮	日光川	日光川	田待橋	一宮市		日光川	田待橋	
41				東神橋				東神橋	
42			光堂川	光堂橋			光堂川	光堂橋	
43			野府川	妙見橋			野府川	妙見橋	
44				江向橋				江向橋	
45		庄内川	青木川	日吉橋			青木川	日吉橋	
46				穂積橋				穂積橋	

愛知県水防計画

頁	変更前 (2022 年度)					変更後 (2023 年度)					備考
47			縁葉川	縁葉橋		47			縁葉川	縁葉橋	
48			薬師川	二ノ宮橋	犬山市	48	犬山市		薬師川	二ノ宮橋	
49			青木川	報国橋	江南市	49	江南市		青木川	報国橋	
50		日光川	日光川	日光川除塵機		50		日光川	日光川	日光川除塵機	
51		庄内川	五条川	曾本橋		51		庄内川	五条川	曾本橋	
52			青木川	無名橋	扶桑町	52	扶桑町		青木川	無名橋	
53		日光川	福田川	無名橋	稲沢市	53	稲沢市	日光川	福田川	無名橋	
54			三宅川	大和橋		54				大和橋	
55			領内川	甲橋		55			三宅川	大和橋	
56			福田川	大橋		56			領内川	甲橋	
57		庄内川	五条川	昭和橋	岩倉市	57	岩倉市	庄内川	五条川	昭和橋	
58				出逢橋		58				出逢橋	
59			合瀬川	長蔵橋	大口町	59	大口町		合瀬川	長蔵橋	
60			五条川	大之瀬橋		60			五条川	大之瀬橋	
61				万願寺橋		61				万願寺橋	
62				甚左橋		62				甚左橋	
63	海部	日光川	新堀川	喜楽橋	津島市	63	海部	津島市	日光川	新堀川	喜楽橋
64			善太川	埋田橋		64				善太川	埋田橋
65				善太川歩道橋	愛西市	65	愛西市			善太川歩道橋	
66			蟹江川	下田橋	あま市	66	あま市		蟹江川	下田橋	
67				金岩 3 号橋		67				金岩 3 号橋	
68			福田川	新居屋 33 号橋		68			福田川	新居屋 33 号橋	
69				七宝大橋	あま市・大治町	69	あま市・大治町			七宝大橋	
70				出合橋	蟹江町	70	蟹江町			出合橋	
71			蟹江川	三明橋		71			蟹江川	三明橋	
72	知多	稗田川	稗田川	大川橋	半田市	72	知多	半田市	稗田川	稗田川	大川橋
73		神戸川	神戸川	成岩橋		73			神戸川	神戸川	成岩橋
74		矢田川	矢田川	矢田橋	常滑市	74	常滑市		矢田川	矢田川	矢田橋
75		信濃川	信濃川	東信濃橋	東海市	75	東海市		信濃川	信濃川	東信濃橋
76		大田川	大田川	木田橋		76			大田川	大田川	木田橋
77			渡内川	木庭橋		77			渡内川	木庭橋	

愛知県水防計画

頁	変更前 (2022 年度)				変更後 (2023 年度)				備考			
78		境川	鞍流瀬川	追分人道橋	大府市	78	大府市	境川	鞍流瀬川	追分人道橋		
79			砂川	砂川橋		79			砂川	砂川橋		
80			皆瀬川	森下橋		80			皆瀬川	森下橋		
81		日長川	日長川	東海渡橋	知多市	81	知多市	日長川	日長川	東海渡橋		
82			鍛冶屋川	長根橋		82			鍛冶屋川	長根橋		
83		信濃川	信濃川	長曾橋		83		信濃川	信濃川	長曾橋		
84		阿久比川	阿久比川	宮津橋	阿久比町	84	阿久比町	阿久比川	阿久比川	宮津橋		
85		境川	岡田川	宮戸橋	東浦町	85	東浦町	境川	岡田川	宮戸橋		
86		豆搦川	豆搦川	豆搦橋		86			境川	刈谷境橋		
87		須賀川	須賀川	蕨橋		87			五ヶ村川	緒川橋		
88		境川	境川	刈谷境橋		88		豆搦川	豆搦川	豆搦橋		
89			五ヶ村川	緒川橋		89		須賀川	須賀川	蕨橋		
90		山海川	山海川	月の輪橋	南知多町	90	南知多町	山海川	山海川	月の輪橋		
91		内海川	内海川	名切橋		91		内海川	内海川	名切橋		
92		石川	石川	鹿ノ子田橋	武豊町	92	武豊町	石川	石川	鹿ノ子田橋		
93		布土川	布土川	木部橋	美浜町	93	美浜町	布土川	布土川	木部橋		
94		新江川	新江川	河浦橋		94		新江川	新江川	河浦橋		
95		大川	大川	古布橋		95		大川	大川	古布橋		
96		山王川	山王川	山王橋		96		山王川	山王川	山王橋		
97		稲早川	稲早川	杉代橋		97		稲早川	稲早川	杉代橋		
98	西三河	矢作川	広田川	井上橋	岡崎市	98	西三河	岡崎市	矢作川	広田川	井上橋	
99			乙川	殿橋		99			乙川	殿橋		
100				丸岡橋		100				丸岡橋		
101				御用橋		101				御用橋		
102			安藤川	中井橋		102			安藤川	中井橋		
103			砂川	丸池橋		103			砂川	丸池橋		
104			占部川	占野小橋		104			占部川	占野小橋		
105			男川	檜山大橋		105			男川	檜山大橋		
106			青木川	青木橋		106			青木川	青木橋		
107			山綱川	天王橋		107			山綱川	天王橋		
108		矢崎川	矢崎川	饗庭新橋	西尾市	108	西尾市	矢崎川	矢崎川	饗庭新橋		

愛知県水防計画

頁	変更前 (2022 年度)					変更後 (2023 年度)					備考		
	109		<a href="#">北浜川</a>	<a href="#">二の沢川</a>	<a href="#">宮東橋</a>		109		<a href="#">北浜川</a>	<a href="#">二の沢川</a>	<a href="#">宮東橋</a>		
	110		<a href="#">矢作川</a>	<a href="#">矢作古川</a>	<a href="#">大富橋</a>		110		<a href="#">矢作川</a>	<a href="#">矢作古川</a>	<a href="#">大富橋</a>		
	111				<a href="#">小島橋</a>		111				<a href="#">小島橋</a>		
	112				<a href="#">上横須賀橋</a>		112				<a href="#">上横須賀橋</a>		
	113			<a href="#">広田川</a>	<a href="#">下永良橋</a>		113			<a href="#">広田川</a>	<a href="#">下永良橋</a>		
	114				<a href="#">観音橋</a>	<a href="#">幸田町</a>	114	<a href="#">幸田町</a>			<a href="#">観音橋</a>		
	115			<a href="#">相見川</a>	<a href="#">高力橋</a>		115			<a href="#">相見川</a>	<a href="#">高力橋</a>		
	116			<a href="#">尾浜川</a>	<a href="#">権現橋</a>		116			<a href="#">尾浜川</a>	<a href="#">権現橋</a>		
	117	知立	<a href="#">高浜川</a>	<a href="#">新川</a>	<a href="#">浜尾橋</a>	<a href="#">碧南市</a>	117	知立	<a href="#">碧南市</a>	<a href="#">高浜川</a>	<a href="#">新川</a>	<a href="#">浜尾橋</a>	
	118		<a href="#">前川</a>	<a href="#">前川</a>	<a href="#">清水橋</a>	<a href="#">刈谷市</a>	118		<a href="#">刈谷市</a>	<a href="#">前川</a>	<a href="#">前川</a>	<a href="#">清水橋</a>	
	119			<a href="#">江添川</a>	<a href="#">依高橋</a>		119				<a href="#">河口部</a>		
	120		<a href="#">境川</a>	<a href="#">発杭川</a>	<a href="#">境 1 号橋</a>		120			<a href="#">江添川</a>	<a href="#">依高橋</a>		
	121			<a href="#">茶屋川</a>	<a href="#">築溜橋</a>		121			<a href="#">境川</a>	<a href="#">発杭川</a>	<a href="#">境 1 号橋</a>	
	122		<a href="#">猿渡川</a>	<a href="#">下り松川</a>	<a href="#">深見橋</a>		122			<a href="#">茶屋川</a>	<a href="#">築溜橋</a>		
	123		<a href="#">前川</a>	<a href="#">前川</a>	<a href="#">河口部</a>		123			<a href="#">境川</a>	<a href="#">境橋</a>		
	124		<a href="#">境川</a>	<a href="#">境川</a>	<a href="#">境橋</a>		124		<a href="#">猿渡川</a>	<a href="#">下り松川</a>	<a href="#">深見橋</a>		
	125		<a href="#">矢作川</a>	<a href="#">西鹿乗川</a>	<a href="#">西鹿乗橋</a>	<a href="#">安城市</a>	125	<a href="#">安城市</a>	<a href="#">矢作川</a>	<a href="#">西鹿乗川</a>	<a href="#">西鹿乗橋</a>		
	126		<a href="#">高浜川</a>	<a href="#">長田川</a>	<a href="#">大山田橋</a>		126		<a href="#">高浜川</a>	<a href="#">長田川</a>	<a href="#">大山田橋</a>		
	127			<a href="#">半場川</a>	<a href="#">城藤橋</a>		127			<a href="#">半場川</a>	<a href="#">城藤橋</a>		
	128		<a href="#">猿渡川</a>	<a href="#">猿渡川</a>	<a href="#">井畑橋</a>		128		<a href="#">猿渡川</a>	<a href="#">猿渡川</a>	<a href="#">井畑橋</a>		
	129			<a href="#">吹戸川</a>	<a href="#">吹戸橋</a>	<a href="#">知立市</a>	129	<a href="#">知立市</a>		<a href="#">吹戸川</a>	<a href="#">吹戸橋</a>		
	130			<a href="#">猿渡川</a>	<a href="#">六反橋</a>		130			<a href="#">猿渡川</a>	<a href="#">六反橋</a>		
	131			<a href="#">割目川</a>	<a href="#">谷田北橋</a>		131			<a href="#">割目川</a>	<a href="#">谷田北橋</a>		
	132		<a href="#">高浜川</a>	<a href="#">稗田川</a>	<a href="#">法響橋</a>	<a href="#">高浜市</a>	132	<a href="#">高浜市</a>	<a href="#">高浜川</a>	<a href="#">稗田川</a>	<a href="#">法響橋</a>		
	133	豊田加茂	<a href="#">矢作川</a>	<a href="#">矢作川</a>	<a href="#">平戸橋</a>	<a href="#">豊田市</a>	133	豊田加茂	<a href="#">豊田市</a>	<a href="#">矢作川</a>	<a href="#">矢作川</a>	<a href="#">平戸橋</a>	
	134				<a href="#">新富国橋</a>		134				<a href="#">新富国橋</a>		
	135			<a href="#">家下川</a>	<a href="#">家下 1 号橋</a>		135			<a href="#">家下川</a>	<a href="#">家下 1 号橋</a>		
	136			<a href="#">足助川</a>	<a href="#">足助新橋</a>		136			<a href="#">足助川</a>	<a href="#">足助新橋</a>		
	137			<a href="#">安永川</a>	<a href="#">吉森橋</a>		137			<a href="#">安永川</a>	<a href="#">吉森橋</a>		
	138			<a href="#">加茂川</a>	<a href="#">京ヶ峰橋</a>		138			<a href="#">加茂川</a>	<a href="#">京ヶ峰橋</a>		
	139			<a href="#">市木川</a>	<a href="#">市木川大橋</a>		139			<a href="#">市木川</a>	<a href="#">市木川大橋</a>		

愛知県水防計画

頁	変更前 (2022 年度)					変更後 (2023 年度)					備考
140			伊保川	新篠原橋		140			伊保川	新篠原橋	
141			飯野川	飯野新橋		141			飯野川	飯野新橋	
142			巴川	滝穂橋		142			巴川	滝穂橋	
143			田代川	諸屋橋		143			田代川	諸屋橋	
144			黒野川	武節町橋		144			黒野川	武節町橋	
145			籠川	東梅坪橋		145			籠川	東梅坪橋	
146		境川	逢妻男川	駅前橋		146		境川	逢妻男川	駅前橋	
147			逢妻女川	新田橋		147			逢妻女川	新田橋	
148				千足橋		148				千足橋	
149				豊越橋		149				豊越橋	
150			境川	川原橋	みよし市	150		みよし市	境川	川原橋	
151	新城設	豊川	宇連川	大橋	新城市	151	新城設	新城市	豊川	宇連川	大橋
152	楽		豊川	只持橋		152	楽		豊川	只持橋	
153		矢作川	名倉川	下沼橋	設楽町	153		設楽町	矢作川	名倉川	下沼橋
154		天竜川	大千瀬川	新橋	東栄町	154		東栄町	天竜川	大千瀬川	新橋
155			大入川	黒川橋	豊根村	155		豊根村		大入川	黒川橋
156	東三河	豊川	朝倉川	御弓橋	豊橋市	156	東三河	豊橋市	豊川	朝倉川	御弓橋
157		梅田川	梅田川	摩耶橋		157				神田川	神田橋
158				道賢田橋		158		梅田川	梅田川	摩耶橋	
159			内張川	駒形1号橋		159				道賢田橋	
160		柳生川	殿田川	三本木橋		160				御厩橋	
161		梅田川	梅田川	御厩橋		161				内張川	駒形1号橋
162		柳生川	柳生川	境橋		162		柳生川	殿田川	三本木橋	
163		豊川	神田川	神田橋		163				柳生川	境橋
164		豊川	善光寺川	善光寺橋	豊川市	164		豊川市	豊川	善光寺川	善光寺橋
165		佐奈川	帯川	新町橋		165			佐奈川	帯川	新町橋
166			佐奈川	荒古橋		166				佐奈川	荒古橋
167		音羽川	白川	市田橋		167		音羽川	音羽川	白川	市田橋
168			音羽川	森橋歩道橋		168					都橋
169			西古瀬川	筋違橋		169				音羽川	森橋歩道橋
170		御津川	御津川	山下橋		170				西古瀬川	筋違橋

愛知県水防計画

頁	変更前 (2022 年度)						変更後 (2023 年度)						備考
	171		音羽川	白川	都橋		171			御津川	御津川	山下橋	
	172		西田川	西田川	昭和橋	蒲郡市	172	蒲郡市	西田川	西田川	昭和橋		
	173		落合川	落合川	大坪橋		173				記念橋		
	174		西田川	西田川	記念橋		174		落合川	落合川	大坪橋		
	175		拾石川	拾石川	拾石橋		175		拾石川	拾石川	拾石橋		
	176		汐川	汐川	西野橋	田原市	176	田原市	汐川	汐川	西野橋		
	177		蜷川	蜷川	太神橋		177			清谷川	滝頭橋		
	178		汐川	清谷川	滝頭橋		178		蜷川	蜷川	太神橋		
	179		池尻川	池尻川	吹出橋		179		池尻川	池尻川	吹出橋		
	180		免々田川	免々田川	天神橋		180		免々田川	免々田川	天神橋		
	<b>第四節 水こう門・防潮扉・排水ポンプ場・ダム・ため池等の操作</b>						<b>第四節 水こう門・防潮扉・排水ポンプ場・ダム・ため池等の操作</b>						
251	<p>1 水門、こう門、樋門、防潮扉及び角落し (略)</p> <p>(6) 高浜川水門操作規則 (抜粋)</p> <p>第1章 総 則 (操作の目的)</p> <p>第2条 水門の操作は、高浜川における高潮 <u>(追加)</u> の防御及び洪水の円滑な疎通を図ることを目的とする。 (略)</p> <p>第2章 水門の操作の方法 (高潮時 <u>(追加)</u> 又は洪水時における操作の方法)</p> <p>第4条 愛知県知立建設事務所長 (以下「所長」という。) は、高浜川において高潮 <u>(追加)</u> 若しくは洪水が発生し、又は発生するおそれがあるときは、次の各号 <u>(追加)</u> に定めるところにより、水門を操作するものとする。</p> <p>一 外水位が T.P. +1.1 メートルに達し、又は達するおそれがあり、かつ、外水位が内水位より高い、又は逆流の発生するおそれがあるときは、全ての主ゲートを閉じるものとする。ただし、内水位が T.P. +1.1 メートルに達したときは、全ての常時排水ゲートを開くものとする。</p> <p>二 内水位が T.P. +1.1 メートルに達し、又は達するおそれがあり、</p>						<p>1 水門、こう門、樋門、防潮扉及び角落し (略)</p> <p>(6) 高浜川水門操作規則 (抜粋)</p> <p>第1章 総 則 (操作の目的)</p> <p>第2条 水門の操作は、高浜川における高潮 <u>及び津波</u> の防御 <u>並びに</u> 洪水の円滑な疎通を図ることを目的とする。 (略)</p> <p>第2章 水門の操作の方法 (高潮時、<u>津波時</u> 又は洪水時における操作の方法)</p> <p>第4条 愛知県知立建設事務所長 (以下、「所長」という。) は、高浜川において高潮、<u>津波</u> 若しくは洪水が発生し、又は発生するおそれがあるときは、次の各号 <u>及び運用規程</u> に定めるところにより、水門を操作するものとする。</p> <p>一 外水位が T.P. +1.3 メートルに達し、又は達するおそれがあり、かつ、外水位が内水位より高い、又は逆流の発生するおそれがあるときは、全ての主ゲートを閉じるものとする。ただし、内水位が T.P. +1.1 メートルに達したときは、全ての常時排水ゲートを開くものとする。</p> <p>二 内水位が T.P. +1.1 メートルに達し、又は達するおそれがあり、</p>						操作規則の改正及び掲載する操作規則の追加



愛知県水防計画

頁	変更前 (2022 年度)	変更後 (2023 年度)	備考
	<p>かつ、内水位が外水位より高いときは、全ての<u>主ゲート及び</u>常時排水ゲートを開くものとする。</p> <p>三 外水位<u>及び</u>内水位が T.P. +1.1 メートルに達するおそれがないときは、全ての主ゲートを開き、全ての常時排水ゲートを閉じるものとする。ただし、内水位が外水位より高いときは常時排水ゲートを開くことができるものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(ゲートの操作順序)</u></p> <p><u>第 6 条</u> ゲートを開く操作は、<u>2 号常時排水ゲート、1 号常時排水ゲート、3 号常時排水ゲート、2 号主ゲート、1 号主ゲート及び 3 号主ゲートの順序</u>に行うものとする。</p> <p><u>2</u> ゲートを閉じる操作は、<u>前項の逆の順序</u>に行うものとする。</p> <p><u>3</u> 前二項の場合においては、<u>水門の上下流の水位に急激な変動を生じないようにするものとする。</u></p> <p>(操作の方法の特例)</p> <p><u>第 7 条</u> 所長は、点検、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要な限度において、<u>前 3 条に規定する</u>方法以外の方法により水門を操作することができる。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>かつ、内水位が外水位より高いときは、全ての<u>(削除)</u>常時排水ゲートを開くものとする。</p> <p>三 外水位が<u>T.P. +1.3 メートル</u>、内水位が T.P. +1.1 メートルに達するおそれがないときは、全ての主ゲートを開き、全ての常時排水ゲートを閉じるものとする。ただし、内水位が外水位より高いときは常時排水ゲートを開くことができるものとする。</p> <p><u>四</u> <u>津波警報又は大津波警報（以下「津波警報等」という。）が発表された場合は、速やかに全ての主ゲートを閉じるものとする。</u></p> <p><u>五</u> <u>津波警報等が解除された場合は、水位状況を監視し、第一号から第三号に掲げる操作を行うものとする。</u></p> <p><u>六</u> <u>第一号から前号までの規定にかかわらず、操作に従事する者の安全が確保されない場合は、閉門操作又は開門操作を行わない。</u></p> <p><u>2</u> <u>操作を行う際は、操作の完了時に所長に報告するものとする。ただし、やむを得ない事情により報告することができないときはこの限りではない。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(操作の方法の特例)</p> <p><u>第 6 条</u> 所長は、点検、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要な限度において、<u>前 2 条に定める</u>方法以外の方法により水門を操作することができる。</p> <p><u>(操作に従事する者の安全の確保)</u></p> <p><u>第 7 条</u> <u>操作に従事する者は、安全の確保のために以下により退避するものとする。</u></p>	

愛知県水防計画

頁	変更前（2022年度）	変更後（2023年度）	備考
	<p><u>(追加)</u></p> <p>(操作の記録)</p> <p><u>第8条</u> 所長は、水門を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 操作の開始及び終了の年月日及び時刻</li> <li>二 気象及び水象</li> <li>三 操作の内容</li> <li>四 <u>前条</u>に該当するときは、<u>操作の理由</u></li> <li>五 その他参考となるべき事項</li> </ul>	<p><u>一 津波発生時、操作に従事する者は、退避開始時刻を経過する前に、操作を完了又は中止し、安全な場所に退避するものとする。なお、退避開始時刻は気象庁の発表する津波到達予想時刻等を基に算出するものとする。</u></p> <p><u>二 高潮時、操作に従事する者は、気象状況等のため操作を安全に行えなくなる以前に操作を完了し、安全な場所に退避するものとする。なお、水門等の操作を継続する必要がある場合も、自己の安全確保を優先するものとする。</u></p> <p><u>2 操作に従事する者は、出動前に、安全に操作・退避するための情報を確認するものとする。</u></p> <p><u>3 操作に従事する者は、出動後は、安全に操作・退避するために、あらかじめ定められた連絡体制のもとで活動するものとする。</u></p> <p><u>4 前3項に定めるほか、操作に従事する者は、自身の安全が確保されないと判断する場合は、安全な場所に退避するものとする。</u></p> <p><u>5 操作に従事する者は、安全な場所に退避を完了した際は、直ちに所長に報告するものとする。ただし、やむを得ない事情により報告することができないときはこの限りでない。</u></p> <p><u>6 操作に従事する者が安全に操作・退避する際の参集場所及び退避場所並びに操作・退避に関する設定時間は、別に定める。ただし、退避経路の支障その他の災害時の状況によっては、この限りではない。</u></p> <p><u>(通知)</u></p> <p><u>第8条 所長は、水門を操作することにより、公共の利害に重大な影響が生ずると認められるときは、あらかじめ関係機関に通知するものとする。</u></p> <p>(操作の記録)</p> <p><u>第9条 所長は、水門を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 操作の開始及び終了の年月日及び時刻</li> <li>二 気象及び水象</li> <li>三 操作の内容</li> <li>四 <u>第6条</u>に該当するときは、<u>その事由</u></li> <li>五 その他参考となるべき事項</li> </ul>	

愛知県水防計画

頁	変更前（2022 年度）	変更後（2023 年度）	備考
254	<p>(略)</p> <p><b>2 排水ポンプ場</b></p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>(略)</p> <p><b>2 排水ポンプ場</b></p> <p>(略)</p> <p><u>(14) 発杭川排水機場運転規則（抜粋）</u></p> <p><u>(操作の目的)</u></p> <p><u>第 1 条 機場の操作は、発杭川流域の浸水被害を軽減することを目的とする。</u></p> <p><u>(洪水時における操作の方法)</u></p> <p><u>第 2 条 発杭川の水位（以下「内水位」という。）が東京湾中等潮位（以下「T.P.」という。）+2.50m を越え、さらに上昇するおそれがあるときは、発杭川水門閉鎖後 1 号機の運転を開始するものとする。また、内水位が T.P.+2.70m を上回る場合は 1 号機に加えて 2 号機も運転するものとする。</u></p> <p><u>2 前項により機場のポンプを運転している場合においては、内水位が T.P.+1.50m 以下になったときは、1 号機、2 号機の運転を停止するものとする。</u></p> <p><u>3 第 1 号の規定により排水機の運転をしている状態で境川の水位（以下「外水位」という。）が上昇し、越水及び破堤などによる氾濫の恐れがある場合は、以下のとおり排水機の操作を行うものとする。</u></p> <p><u>1) 外水位が排水調整停止水位（T.P.+6.59m）に達したときは、排水機の運転を停止し、新たに運転を行わないものとする。</u></p> <p><u>2) 排水調整停止到達により排水機の運転を停止した後、外水位が下降し、排水調整再開水位（T.P.+6.39m）を下回ったときは、排水機の運転を再開することができる。</u></p> <p><u>4 第 1 号の規定により排水機を運転している状態で境川において河川からの越水または破堤が発生し、境川流域排水調整要綱第 6 条第 2 項に基づき排水機の運転を停止する旨を発令したときは、排水機の運転を停止するものとする。この場合の排水調整の解除は、越水または破堤した箇所の応急復旧が完了したとき、若しくは境川の水位が低下し排水機の</u></p>	

愛知県水防計画

頁	変更前（2022年度）	変更後（2023年度）	備考
		<p><u>運転による破堤箇所などからの浸水のおそれなくなったときに、同要綱第7条第2項に基づき通知をしたときとする。</u></p> <p><u>（平水時における操作の方法）</u></p> <p><u>第3条 内水位が T.P. +1.50m 以下のときは（第3条の操作により内水位が T.P. +1.50m 以下になるときを除く。）は、機場のポンプの運転を停止しておくものとする。</u></p> <p><u>（操作の方法の特例）</u></p> <p><u>第4条 地震、事故、その他やむをえない事情のあるときは、必要の限度において前3条に規定する方法以外の方法により機場を操作することができるものとする。</u></p> <p><u>（操作に関する記録）</u></p> <p><u>第5条 機場を操作したときは、次に掲げる事項を記録しておくものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>一 操作の開始及び終了の年月日及び時刻</u></li> <li><u>二 気象及び水象の状況</u></li> <li><u>三 操作したポンプの名称</u></li> <li><u>四 第5条に該当するときは、操作の理由</u></li> </ul> <p><u>(15) 日光川玉野放水路及び日光川祖父江放水路操作規則（抜粋）</u></p> <p><u>（操作の目的）</u></p> <p><u>第4条 放水路の操作は、日光川及び領内川における洪水の一部を木曾川へ排水し、その流域の被害軽減を図ることを目的とする。</u></p> <p><u>（操作の基本方針）</u></p> <p><u>第5条 放水路の操作は、木曾川の治水、環境等正常な機能を損なわない範囲で第4条の目的を達成することを基本方針とする。</u></p> <p><u>（排水規制）</u></p> <p><u>第6条 放水路から木曾川への排水は、木曾川の治水、環境等の正常な機能を損なわないよう、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合に排水規制し、日光川放水路西中野樋管ゲートを全閉するものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>一 起水位が 4.80 メートル（出動水位）以上となり、更に上昇する恐れがあるとき及び 0.35 メートル以下となったとき。</u></li> <li><u>二 成戸水位が 6.60 メートル以上（出動水位）となり、更に上昇する恐</u></li> </ul>	

愛知県水防計画

頁	変更前（2022 年度）	変更後（2023 年度）	備考
		<p><u>れがあるとき。</u></p> <p><u>三 木曽川において測定した水質が BOD 値で 1 リットル当り 2 ミリグラムを超えたとき。</u></p> <p><u>(排水可能量)</u></p> <p><u>第 7 条 前条に定める排水規制を行わないときの排水量は、排水前の木曽川流量及び水質ならびに木曽川へ排水する流水の水質に応じて、別途定める排水可能量とする。</u></p> <p><u>なお、放水路から木曽川への排水量は毎秒当り 5.5 立方メートルを超えないものとする。</u></p> <p><u>第 2 章 放水路の操作方法等</u></p> <p><u>(放水路の操作方法)</u></p> <p><u>第 8 条 放水路の操作は次条から第 17 条までに定めるところによるものとする。</u></p> <p><u>(操作水位)</u></p> <p><u>第 9 条 放水路の操作は次に定める水位のいずれかに該当した場合に行うものとする。</u></p> <p><u>一 戸荻水位が標高 2.60 メートル(出動水位)に達し、更に上昇すると予想される時、</u></p> <p><u>二 古瀬水位が標高 1.20 メートル(出動水位)に達し、更に上昇すると予想される時、</u></p> <p><u>または 1 時間後に標高 1.60 メートルに達すると予想される時、</u></p> <p><u>三 広口池水位が標高 2.87 メートル(計画高水位)に達し、更に上昇すると予想される時、</u></p> <p><u>2 前項により放水路を操作している場合において、次に定める水位の全てに該当した場合は、放水路の操作を終了するものとする。</u></p> <p><u>一 戸荻水位が標高 2.10 メートル以下となったとき、</u></p> <p><u>二 古瀬水位が標高 0.90 メートル以下となったとき、</u></p> <p><u>(日光川放水路玉野分流堰ゲートの操作方法)</u></p> <p><u>第 10 条 所長は、洪水時において、第 6 条に該当せず、かつ、前条第 1 項に定める操作水位に達した場合で、かつ、広口池水位が標高 1.34 メートルを下回るときは、別途定める日光川の排水可能量となるように日光川放水路玉野分流堰ゲートを操作するものとする。</u></p>	

愛知県水防計画

頁	変更前（2022年度）	変更後（2023年度）	備考
		<p><u>2 所長は、前項に定める操作を行っている場合において、広口池水位が標高 1.34 メートルに達したときは、日光川放水路玉野分流堰ゲートを全閉するものとする。</u></p> <p><u>3 所長は、第 1 項に定める操作を行っている場合において、第 6 条に該当した場合は、日光川放水路玉野分流堰ゲートを全閉するものとする。</u></p> <p><u>4 所長は、平水時においては日光川放水路広口池分流堰ゲートを全閉するものとする。</u>  <u>（日光川放水路広口池東水門ゲートの操作方法）</u></p> <p><u>第 1 1 条 所長は、洪水時において、第 6 条に該当せず、かつ、第 9 条第 1 項に定める操作水位に達した場合で、かつ、広口池水位が標高 1.34 メートルを下回るときは、日光川放水路広口池東水門ゲートを全開するものとする。</u></p> <p><u>2 所長は、前項に定める操作を行っている場合において、広口池水位が標高 1.34 メートルに達したときは、日光川放水路広口池東水門ゲートを全閉するものとする。</u></p> <p><u>3 所長は、平水時においては日光川放水路広口池東水門ゲートを全閉するものとする。</u>  <u>（日光川放水路広口池分流堰ゲートの操作方法）</u></p> <p><u>第 1 2 条 所長は、洪水時において、第 6 条に該当せず、かつ、第 9 条第 1 項に定める操作水位に達したときは、別途定める排水可能量となるように日光川放水路広口池分流堰ゲートを操作するものとする。</u></p> <p><u>2 所長は、前項に定める操作を行っている場合において、日光川放水路西中野排水機が停止したときは、日光川放水路広口池分流堰ゲートを全閉するものとする。</u></p> <p><u>3 所長は、第 1 項に定める操作を行っている場合において、第 6 条に該当した場合は、日光川放水路広口池分流堰ゲートを全閉するものとする。</u></p> <p><u>4 所長は、平水時においては日光川放水路広口池分流堰ゲートを全閉するものとする。</u>  <u>（日光川放水路西中野排水機の操作方法）</u></p> <p><u>第 1 3 条 所長は、洪水時において、第 6 条に該当せず、かつ、日光川放水路西中野樋管ゲートが全開している場合で、排水機場水位が標高-</u></p>	

愛知県水防計画

頁	変更前（2022 年度）	変更後（2023 年度）	備考
		<p><u>5. 15m に達したときは別途定める排水可能量となるように日光川放水路西中野排水機の運転を行うものとする。</u></p> <p><u>2 所長は、前項に定める操作を行っている場合において、排水機場水位が標高-6.15m を下回ったときは日光川放水路西中野排水機の運転を停止するものとする。</u></p> <p><u>3 所長は、第1項に定める操作を行っている場合において、第6条に該当した場合は、日光川放水路西中野排水機の運転を停止するものとする。</u></p> <p><u>4 所長は、平水時においては日光川放水路西中野排水機の運転を停止するものとする。</u></p> <p><u>（日光川放水路広口池南水門ゲートの操作方法）</u></p> <p><u>第14条 所長は、洪水時において、第12条により日光川放水路広口池分流堰ゲートを操作している場合で、広口池水位が広口池南水門下流水位を下回ったときは日光川放水路広口池南水門ゲートを全閉し、広口池水位が広口池南水門下流水位を上回ったときは日光川放水路広口池南水門ゲートを全開するものとする。</u></p> <p><u>2 所長は、前項に定める操作を行っている場合において、広口池水位が標高2.87メートルに達したときは、日光川放水路広口池南水門ゲートを全開するものとする。</u></p> <p><u>3 所長は、平水時においては広口池水位が概ね標高1.00メートルとなる開度で日光川放水路広口池南水門ゲートを停止するものとする。</u></p> <p><u>（放水路残留水の排水）</u></p> <p><u>第15条 洪水終了後に日光川玉野放水路内及び日光川祖父江放水路内に残留水がある場合には、日光川玉野放水路残留水排水ポンプ及び日光川祖父江放水路残留水排水ポンプを速やかに運転するものとする。</u></p> <p><u>（操作方法の特例）</u></p> <p><u>第16条 所長は、事故その他やむを得ない事情があると認められるときは必要な限度内において第9条から第15条までに規定する以外の方法により放水路を操作することができるものとする。</u></p> <p><u>（通知及び警報）</u></p> <p><u>第17条 所長は、第6条に定める排水規制条件により放水路の操作を停止する場合、公共の利害に重大な影響を生ずると認められたときは、別</u></p>	

愛知県水防計画

頁	変更前（2022年度）	変更後（2023年度）	備考
		<p><u>途定めるところにより関係機関に通知するものとする。</u></p> <p><u>2 所長は、放水路を操作することにより危害を生ずるおそれがあると認められるときは、別途定めるところにより、日光川放水路玉野分流堰周辺、広口池周辺、日光川放水路西中野排水機場及び日光川放水路西中野樋管周辺の人々に警報を発するものとする。</u></p> <p><u>(操作に関する記録)</u></p> <p><u>第18条 所長は、放水路の操作を行ったときは、次の各号に掲げる事項を記録するものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>一 操作した施設の名称</u></li> <li><u>二 操作した施設の操作開始及び終了の年月日及び時刻</u></li> <li><u>三 気象、水象及び地象の状況</u></li> <li><u>四 操作の内容</u></li> <li><u>五 操作の際行った通知、警報の状況</u></li> <li><u>六 第16条による操作を行った時は、その理由及び操作方法</u></li> <li><u>七 その他参考となるべき事項</u></li> </ul> <p><u>(洪水警戒体制の実施)</u></p> <p><u>第19条 所長は次の各号のいずれかに該当するときは直ちに洪水警戒体制に入るものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>一 名古屋地方気象台より愛知県西部または尾張西部に大雨または洪水に関する警報が発令されたとき。</u></li> <li><u>二 日光川、領内川の水位が第2条第13号に定めるいずれかの場合に該当し、さらに上昇すると予想されるとき。</u></li> <li><u>三 その他所長が必要と認めたとき。</u></li> </ul> <p><u>(洪水警戒体制時における措置)</u></p> <p><u>第20条 所長は洪水警戒体制時においては次に掲げる措置をとるものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>一 放水路を適切に操作することができる要員を確保すること。</u></li> <li><u>二 放水路を操作するために必要な機材、器具等の点検及び整備を行うこと。</u></li> <li><u>三 放水路を操作するために必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を行うこと。</u></li> <li><u>四 その他放水路の操作上必要な措置を行うこと。</u></li> </ul>	



愛知県水防計画

頁	変更前（2022 年度）	変更後（2023 年度）	備考
		<p><u>（洪水警戒体制の解除）</u>  <u>第 2 1 条 所長は、洪水が終わったときまたは洪水に至ることなく洪水が発生するおそれなくなったときは、洪水警戒体制を解除するものとする。</u>  <u>（記録及び報告）</u>  <u>第 2 4 条 所長は、放水路を管理するために必要な事項について日報、月報及び年報を作成し、これらを保管しておくとともに、特に重要な事項については速やかに愛知県建設部長に報告するものとする。</u></p> <p><u>（16）筏川排水機操作規則（抜粋）</u>  <u>（操作の操作）</u>  <u>第 4 条 大雨（日雨量 80 ミリメートル以上をいう）及び樋門による自然排水のみで、内水の排除が困難と予測され内水位が-1.20 メートルより高くなった時に所長は排水機の運転を開始させ、退潮時に内外水位が等しくなった時に停止させ、ただちに自然排水に切り換えるものとする。</u>  <u>但し所長が自然排水のみで不足を予測するときは干潮時でも排水機の運転をさせるものとする。</u>  <u>日雨量 250 ミリメートル以上又は 3 日連続雨量 440 ミリメートル以上の降雨が予想されるような特別な異常気象の際は前項にかかわらず所長は自然排水を勘案しながら適宜排水機を操作させ内水排除に努めなければならない。</u></p> <p><u>（洪水時等の警戒体制）</u>  <u>第 7 条 連続日雨量 80 ミリメートル以上の大雨等の気象情報があったとき、又は所長が必要を認めた場合は、所長はそれぞれ担当部所に必要な人員を配置し洪水時等の警戒体制をとらなければならない。</u></p> <p><u>（洪水時等の警戒体制の場合の処置）</u>  <u>第 8 条 前条により洪水時等の警戒体制を命ぜられたとき、係員は排水機の操作が何時でも開始出来るように、次の各号の処置をとらなければならない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li><u>1 排水機の操作に必要な機械器具電源等の細部点検を行なうこと</u></li> <li><u>2 夜間作業に必要な電灯等の器具を整備すること</u></li> <li><u>3 係員は、内外水位を 30 分毎に所長に報告すること</u></li> </ol>	

愛知県水防計画

頁	変更前（2022年度）	変更後（2023年度）	備考
		<p><u>（排水機の運転開始並停止）</u>  <u>第9条 係員は、排水機の運転を開始し並に停止した場合はすみやかに報告すること。</u>  <u>（洪水時等の警戒体制の解除）</u>  <u>第10条 所長は、第7条の警戒体制の必要がないと認めた時は警戒体制を解除する。</u></p> <p><u>（17）地蔵川排水機場操作規則（抜粋）</u>  <u>第1章 総則</u>  <u>（操作の目的）</u>  <u>第2条 機場の操作は、地蔵川の洪水の一部を八田川へ排水することにより、地蔵川及び新地蔵川流域の洪水の防止を目的とする。</u>  <u>第2章 機場の操作の方法等</u>  <u>（洪水時における操作方法）</u>  <u>第4条 愛知県春日井市御幸町3丁目地先の地蔵川の水位（以下「内水位」という。）がT.P.プラス8.90メートル以上の時を洪水時といい、愛知県尾張建設事務所長（以下「所長」という。）は、次の各号に定めるところにより機場を操作するものとする。</u>  <u>一 内水位が、T.P.プラス8.90メートル（ポンプ運転開始水位）に達し、更に上昇すると予想されるとき、樋管ゲートを全開し、排水機の運転を開始するものとする。</u>  <u>二 前項により排水機を運転している場合において、内水位がT.P.プラス8.30メートル以下（ポンプ運転停止水位）となったときは全ての排水機の運転を停止し、樋管ゲートを全閉するものとする。</u>  <u>三 排水機を運転している場合において、愛知県春日井市御幸町3丁目地先の八田川の水位（以下「外水位」という。）がT.P.プラス14.74メートル（放流先の八田川0k833地点における計画高水位）に達したときは、全ての排水機の運転を停止し、樋管ゲートを全閉するものとする。</u>  <u>四 前項により排水機の運転を停止している場合において、外水位がT.P.プラス14.74メートル以下となったときは、樋管ゲートを全開し、排水機の運転を開始するものとする。</u></p>	

愛知県水防計画

頁	変更前（2022 年度）	変更後（2023 年度）	備考
		<p><u>（平水時における操作方法）</u>  <u>第 5 条 所長は、前条に規定する場合以外の場合は排水機を運転せず、かつ樋管ゲートを全閉しておくものとする。</u>  <u>（操作の方法の特例）</u>  <u>第 6 条 所長は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度内において前 2 条に規定する方法以外の方法により、排水機等を操作することができるものとする。</u>  <u>（庄内川運転調整の実施）</u>  <u>第 8 条 所長は、第 4 条及び第 6 条の規定にかかわらず、庄内川排水ポンプ場運転調整要綱（平成 13 年 6 月 1 日施行、平成 26 年 6 月 1 日最終改定。以下「要綱」という。）に基づき、次の各号に定めるところにより排水ポンプの運転調整を行うものとする。</u>  <u>一 排水ポンプの運転調整は、要綱に定める連絡系統により庄内川河川事務所長（以下「事務所長」という。）から、排水ポンプ運転調整の基準水位に達した旨の通知を受けたときに行うものとする。</u>  <u>二 排水ポンプの運転調整は、要綱に定める連絡系統により事務所長から、庄内川からの越水又は破堤が発生した場合に当該地点から上流の排水調整対象ポンプ場の運転を調整する旨の発令を受けたときに行うものとする。</u>  <u>三 排水ポンプの運転調整は、要綱に定める連絡系統により事務所長から、一級河川新川上流域もしくは下流域において、排水調整を行っているときに、庄内川の洪水が新川洗堰を越流している旨の通知を受けたときに行うものとする。</u>  <u>四 国土交通省庄内川枇杷島水位観測所（清須市西枇杷島町小田井（右岸））の水位が、運転調整の準備水位（T.P. プラス 6.40 メートル）に達した時点で、運転調整（排水停止）に向けた準備を開始するものとする。</u>  <u>五 排水ポンプの運転調整は、要綱第 7 条で定める基準水位（枇杷島橋水位観測所 T.P. プラス 8.00 メートル）を上回るまでにポンプが全台停止となるように、すみやかに停止操作を行うものとする。</u>  <u>六 排水ポンプの全台停止後、管理者はすみやかに事務所長に報告する。</u></p>	

愛知県水防計画

頁	変更前 (2022 年度)	変更後 (2023 年度)	備考
271	<p><b>3 ダム等</b> (略) <u>(追加)</u></p>	<p><u>(運転調整の解除)</u>  <u>第9条 所長は、次の各号に定めるところにより運転調整を解除するものとする。</u>  <u>一 要綱第7条で定める基準水位（枇杷島橋水位観測所 T.P. プラス8.00メートル）を下回ったとき。</u>  <u>二 事務所長より、排水ポンプの運転調整の解除、もしくは庄内川の水位情報についての通知を受けたとき。</u>  <u>三 越水又は破堤した地先の応急復旧が完了したとき、もしくは庄内川の水位が低下し排水ポンプの運転による水が破堤箇所などから浸水する恐れがなくなったとき、事務所長から排水ポンプの運転の可能性についての発令を受けたとき。</u>  <u>(操作に関する記録)</u>  <u>第10条 所長は、機場を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。</u>  <u>一 操作した施設等の名称</u>  <u>二 操作した施設の操作開始及び終了の年月日ならびに時刻</u>  <u>三 気象及び水象の状況</u>  <u>四 操作の内容</u>  <u>五 操作の際に行った通知の状況</u>  <u>六 第6条による操作を行ったときは、その理由</u>  <u>七 その他参考となるべき事項</u></p> <p><b>3 ダム等</b> (略) <u>(18) 木瀬ダム操作規則（抜粋）</u>  <u>(洪水)</u>  <u>第3条 この規則において「洪水」とは、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が毎秒9立方メートル以上である場合における当該流水をいう。</u>  <u>(洪水調節のための利用)</u>  <u>第7条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、標高193.2メートルから標高201.6メートルまでの容量450,000立方メートルを利用し</u></p>	

愛知県水防計画

頁	変更前（2022年度）	変更後（2023年度）	備考
		<p><u>て行うものとする。</u>  <u>（流水の正常な機能の維持のための利用）</u>  <u>第8条 流水の正常な機能の維持は、標高188.4メートルから標高193.2メートルまでの容量129,000立方メートルのうち最大60,000立方メートルを利用して行うものとする。</u>  <u>（水道用水の供給のための利用）</u>  <u>第9条 水道用水の供給は、標高188.4メートルから標高193.2メートルまでの容量129,000立方メートルのうち最大69,000立方メートルを利用して行うものとする。</u>  <u>（洪水警戒体制）</u>  <u>第10条 愛知県豊田加茂建設事務所長（以下「所長」という。）は、洪水が予想されるときは、細則で定めるところにより洪水警戒態勢を執らなければならない。</u>  <u>（洪水警戒体制時における措置）</u>  <u>第11条 所長は、前条の規定により洪水警戒態勢を執ったときには、直ちに次に掲げる措置を執らなければならない。</u>  <u>一 細則で定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。</u>  <u>二 ゲート及びバルブ（以下「ゲート等」という。）並びにゲート等の操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転、その他洪水調節を行うに関し必要な措置。</u>  <u>（洪水調節等）</u>  <u>第12条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を越える場合には、常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。</u>  <u>（洪水調節等の後における水位の低下）</u>  <u>第13条 前条の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐きからの自然放流により水位を常時満水位に低下させるものとする。</u>  <u>（事前放流の実施）</u>  <u>第14条 水害が予想される際には、別に定める事前放流実施要領に</u></p>	

愛知県水防計画

頁	変更前（2022年度）	変更後（2023年度）	備考
		<p><u>より、貯水位を低下させ、空き容量の確保に努める。</u>  <u>（洪水警戒体制の解除）</u>  <u>第15条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合には、これを解除しなければならない。</u></p> <p><u>（19） 雨山ダム操作規則（抜粋）</u>  <u>（洪水）</u>  <u>第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が、毎秒6立方メートル以上である場合における当該流水とする。</u>  <u>（洪水調節等のための利用）</u>  <u>第6条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、標高269.3メートルから標高273.6メートルまでの容量144,000立方メートルを利用して行うものとする。</u>  <u>（流水の正常な機能の維持のための利用）</u>  <u>第7条 流水の正常な機能の維持は、標高265.5メートルから標高269.3メートルまでの容量78,000立方メートルのうち最大29,000立方メートルを利用して行うものとする。</u>  <u>（水道用水の供給のための利用）</u>  <u>第8条 水道用水の供給は、標高265.5メートルから標高269.3メートルまでの容量78,000立方メートルのうち最大49,000立方メートルを利用して行うものとする。</u>  <u>（洪水警戒体制）</u>  <u>第10条 西三河建設事務所長（以下「所長」という。）は、洪水が予想されるときは、細則の定めるところにより洪水警戒体制を執らなければならない。</u>  <u>（洪水警戒体制時における措置）</u>  <u>第11条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときには、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。</u>  <u>一 愛知県建設局河川課、国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所及びその他細則で定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。</u></p>	

愛知県水防計画

頁	変更前（2022年度）	変更後（2023年度）	備考
	(略)	<p><u>二 予備電源設備の試運転、その他洪水調節を行うに関し必要な措置。</u>  <u>(洪水調節等)</u>  <b>第12条</b> <u>洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を超える場合には、常用洪水吐からの自然放流により行うものとする。</u>  <u>(洪水調節後における水位の低下)</u>  <b>第13条</b> <u>前条の規定により洪水調節及び洪水に達しない流量の調節を行った後においては、常用洪水吐からの自然放流により水位を常時満水位に低下させるものとする。</u>  <u>(事前放流の実施)</u>  <b>第14条</b> <u>水害が予想される際には、別に定める事前放流実施要領により、貯水位を低下させ、空き容量の確保に努める。</u>  <u>(洪水警戒体制の解除)</u>  <b>第15条</b> <u>所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合には、これを解除しなければならない。</u></p> <p>(略)</p>	
	<b>第十二章 排水機の運転調整</b>	<b>第十二章 排水機の運転調整</b>	
	<b>第二節 各河川における排水機の運転調整に係る要綱等</b>	<b>第二節 各河川における排水機の運転調整に係る要綱等</b>	
305	<p><b>1 庄内川排水ポンプ場運転調整要綱</b>  (略)  (附 則)  第13条 本要綱は平成13年6月1日から施行。  平成14年6月1日、第6条改定。  平成17年6月1日、第2条、第6条、第7条、第12条改定。  平成26年6月1日、第2条、第6条、第7条改定。  <u>(追加)</u></p> <p>庄内川中下流部及び矢田川での運転調整対象排水ポンプ場</p>	<p><b>1 庄内川排水ポンプ場運転調整要綱</b>  (略)  (附 則)  第13条 本要綱は平成13年6月1日から施行。  平成14年6月1日、第6条改定。  平成17年6月1日、第2条、第6条、第7条、第12条改定。  平成26年6月1日、第2条、第6条、第7条改定。  <u>令和5年6月1日、第4条にかかる運転調整対象ポンプ場の追加</u></p> <p>庄内川中下流部及び矢田川での運転調整対象排水ポンプ場</p>	要綱の改定に伴う修正

愛知県水防計画

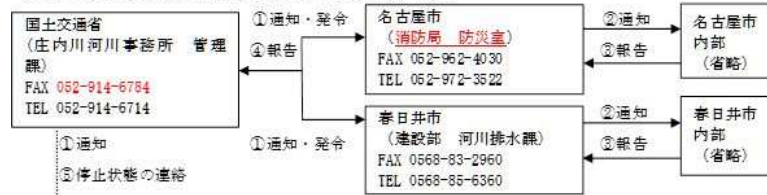
頁	変更前 (2022 年度)							変更後 (2023 年度)							備考
	番号	排水ポンプ場名	管理者	排水先河川名・位置(管理者)	流域・流域変更の別	ポンプ容量 m <sup>3</sup> /s	備考	番号	排水ポンプ場名	管理者	排水先河川名・位置(管理者)	流域・流域変更の別	ポンプ容量 m <sup>3</sup> /s	備考	
	1	宝神	名古屋市	庄内川 左岸 0.4Km (国)	荒子川から流域変更	43.00	基準地点における運転調整の対象外	1	宝神	名古屋市	庄内川 左岸 0.4Km (国)	荒子川から流域変更	49.67	基準地点における運転調整の対象外	
	2	当知	名古屋市	庄内川 左岸 3.3Km (国)	荒子川から流域変更	12.73	基準地点における運転調整の対象外	2	当知	名古屋市	庄内川 左岸 3.3Km (国)	荒子川から流域変更	12.73	基準地点における運転調整の対象外	
	3	打出	名古屋市	庄内川 左岸 6.3Km (国)	荒子川から流域変更	60.17	検討中	3	打出	名古屋市	庄内川 左岸 6.3Km (国)	荒子川から流域変更	66.17	検討中	
	4	岩塚	名古屋市	庄内川 左岸 9.2Km (国)	荒子川・中川運河から流域変更	22.33	検討中	4	岩塚	名古屋市	庄内川 左岸 9.2Km (国)	荒子川・中川運河から流域変更	22.33	検討中	
	5	中村	名古屋市	庄内川 左岸 11.6Km (国)	荒子川・中川運河から流域変更	36.33	検討中	5	中村	名古屋市	庄内川 左岸 11.6Km (国)	荒子川・中川運河から流域変更	37.67	検討中	
	6	城北	名古屋市	庄内川 左岸 15.4Km (国)	堀川・荒子川・中川運河から変更	14.42		6	城北	名古屋市	庄内川 左岸 15.4Km (国)	堀川・荒子川・中川運河から変更	20.00		
	7	落合	名古屋市	庄内川 右岸 19.5Km (国)	新川から流域変更	17.00		7	落合	名古屋市	庄内川 右岸 19.5Km (国)	新川から流域変更	17.00		
	8	守山	名古屋市	庄内川 左岸 21.3Km (国)	庄内川流域	13.33		8	守山	名古屋市	庄内川 左岸 21.3Km (国)	庄内川流域	15.00		
	9	川北	名古屋市	庄内川 左岸 24.7Km (国)	庄内川流域	19.67		9	川北	名古屋市	庄内川 左岸 24.7Km (国)	庄内川流域	19.67		
	10	勝西	春日井市	八田川 左岸 0.4Km (国)	庄内川流域	2.42		10	勝西	春日井市	八田川 左岸 0.4Km (国)	庄内川流域	2.42		
	<u>(追加)</u>														
	11	南部	春日井市	庄内川 右岸 24.1Km (国)	庄内川流域	14.49		11	地藏川	愛知県	八田川 左岸 0.8km (県)	庄内川流域	25.00		
	12	南部暫定	春日井市	庄内川 右岸 26.6Km (国)	庄内川流域	2.80		12	南部	春日井市	庄内川 右岸 24.1Km (国)	庄内川流域	26.20		
	<u>(追加)</u>														
	13	大留	春日井市	内津川放水路左岸0.1Km (県)	庄内川流域	4.41		13	南部暫定	春日井市	庄内川 右岸 26.6Km (国)	庄内川流域	2.80		
	14	福德	名古屋市	矢田川 左岸 0.4Km (国)	堀川から流域変更	25.00		14	熊野桜佐	春日井市	内津川 左岸 0.2km (県)	庄内川流域	12.41		
	15	三階橋	名古屋市	矢田川 左岸 4.0Km (国)	堀川から流域変更	30.33		15	大留	春日井市	内津川放水路左岸0.1Km (県)	庄内川流域	5.00		
	16	守西	名古屋市	矢田川 右岸 3.9Km (国)	庄内川流域	30.35		16	福德	名古屋市	矢田川 左岸 0.4Km (国)	堀川から流域変更	25.00		
	17	宮前	名古屋市	矢田川 左岸 7.1Km (県)	堀川から流域変更	28.33		17	三階橋	名古屋市	矢田川 左岸 4.0Km (国)	堀川から流域変更	40.00		
								18	守西	名古屋市	矢田川 右岸 3.9Km (国)	庄内川流域	34.35		
								19	宮前	名古屋市	矢田川 左岸 7.1Km (県)	堀川から流域変更	28.33		



# 愛知県水防計画

＜庄内川排水ポンプ場運転調整連絡系統図＞

(準備水位の通知)：枇杷島水位 (T.P. 6.40m)  
 (基準水位の通知)：枇杷島橋水位 (T.P. 8.00m)  
 (その他超過洪水による発令)：庄内川堤防越水・破堤



(追加)

国土交通省中部地方整備局 (洪水予報センター) FAX マイカ 85-3785 TEL マイカ 85-3803	愛知県 (建設部 河川課) FAX 052-953-1457 TEL 052-954-6552	庄内川河川事務所 (第一出張所) FAX マイカ 6140 TEL マイカ 6121	庄内川河川事務所 (第二出張所) FAX マイカ 6240 TEL マイカ 6221
--	--	---	---

(新川が排水調整時、かつ、庄内川の洪水が新川洗堰を越流する時の通知)



(追加)

国土交通省中部地方整備局 (洪水予報センター) FAX マイカ 85-3785 TEL マイカ 85-3803	愛知県 (建設部 河川課) FAX 052-953-1457 TEL 052-954-6552	庄内川河川事務所 (第一出張所) FAX マイカ 6140 TEL マイカ 6121	庄内川河川事務所 (第二出張所) FAX マイカ 6240 TEL マイカ 6221
--	--	---	---

＜庄内川排水ポンプ場運転調整連絡系統図＞

(準備水位の通知)：枇杷島水位 (T.P. 6.40m)  
 (基準水位の通知)：枇杷島橋水位 (T.P. 8.00m)  
 (その他超過洪水による発令)：庄内川堤防越水・破堤



国土交通省中部地方整備局 (水災害予報センター) FAX マイカ 85-3785 TEL マイカ 85-3803	愛知県 (建設部 河川課) FAX 052-953-1457 TEL 052-954-6552	庄内川河川事務所 (第一出張所) FAX マイカ 6140 TEL マイカ 6121	庄内川河川事務所 (第二出張所) FAX マイカ 6240 TEL マイカ 6221
---	--	---	---

(新川が排水調整時、かつ、庄内川の洪水が新川洗堰を越流する時の通知)



国土交通省中部地方整備局 (水災害予報センター) FAX マイカ 85-3785 TEL マイカ 85-3803	愛知県 (建設部 河川課) FAX 052-953-1457 TEL 052-954-6552	庄内川河川事務所 (第一出張所) FAX マイカ 6140 TEL マイカ 6121	庄内川河川事務所 (第二出張所) FAX マイカ 6240 TEL マイカ 6221
---	--	---	---

愛知県水防計画

頁	変更前 (2022 年度)	変更後 (2023 年度)	備考																																																																																																																																																																
308	<p><b>2 新川流域排水調整要綱</b></p> <p>(1) 新川流域排水調整要綱 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、令和4年5月25日から施行する。</u></p> <p>(略)</p>	<p><b>2 新川流域排水調整要綱</b></p> <p>(1) 新川流域排水調整要綱 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、令和4年7月7日から施行する。</u></p> <p>(略)</p>	規定整備																																																																																																																																																																
333	<p><b>3 日光川流域排水調整要綱</b></p> <p>(1) 日光川流域排水調整要綱 (略)</p> <p>附 則 この要綱は令和4年4月1日から施行する。</p> <p>(略)</p> <p>(別表第二：第五条第2項関係) 日光川流域の排水機一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No.</th> <th rowspan="2">機場名</th> <th rowspan="2">所在地</th> <th rowspan="2">※1市町村</th> <th rowspan="2">管理者名</th> <th rowspan="2">排出先河川名</th> <th colspan="3">位置</th> <th rowspan="2">許可排水量 (m<sup>3</sup>/s)</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>距離標</th> <th>左岸</th> <th>右岸</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="11">(略)</td> </tr> <tr> <td>33</td> <td>越</td> <td>津島市</td> <td>津島市</td> <td>十三沖永恵水土地改良区</td> <td>日光川</td> <td>7k244</td> <td>○</td> <td></td> <td>(4.17)</td> <td>令和4年3月4.20 m<sup>3</sup>/s 切り替え予定</td> </tr> <tr> <td colspan="11">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="9">小計</td> <td>65.84</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td colspan="11">(略)</td> </tr> <tr> <td>133</td> <td>円楽寺</td> <td>大治町</td> <td>大治町</td> <td>福田川排水対策協議会</td> <td>福田川</td> <td>8k300</td> <td>○</td> <td></td> <td>5.18</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	No.	機場名	所在地	※1市町村	管理者名	排出先河川名	位置			許可排水量 (m <sup>3</sup> /s)	備考	距離標	左岸	右岸	(略)											33	越	津島市	津島市	十三沖永恵水土地改良区	日光川	7k244	○		(4.17)	令和4年3月4.20 m <sup>3</sup> /s 切り替え予定	(略)											小計									65.84	※4	(略)											133	円楽寺	大治町	大治町	福田川排水対策協議会	福田川	8k300	○		5.18		<p><b>3 日光川流域排水調整要綱</b></p> <p>(1) 日光川流域排水調整要綱 (略)</p> <p>附 則 この要綱は令和4年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は令和5年4月1日から施行する。</u></p> <p>(略)</p> <p>(別表第二：第五条第2項関係) 日光川流域の排水機一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No.</th> <th rowspan="2">機場名</th> <th rowspan="2">所在地</th> <th rowspan="2">※1市町村</th> <th rowspan="2">管理者名</th> <th rowspan="2">排出先河川名</th> <th colspan="3">位置</th> <th rowspan="2">許可排水量 (m<sup>3</sup>/s)</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>距離標</th> <th>左岸</th> <th>右岸</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="11">(略)</td> </tr> <tr> <td>33</td> <td>越</td> <td>津島市</td> <td>津島市</td> <td>十三沖永恵水土地改良区</td> <td>日光川</td> <td>7k244</td> <td>○</td> <td></td> <td>4.20</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td colspan="11">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="9">小計</td> <td>65.87</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td colspan="11">(略)</td> </tr> <tr> <td>133</td> <td>円楽寺</td> <td>大治町</td> <td>大治町</td> <td>福田川排水対策協議会</td> <td>福田川</td> <td>8k300</td> <td>○</td> <td></td> <td>(5.18)</td> <td>R11年10月円楽寺排水機場供用開始後廃止予定</td> </tr> </tbody> </table>	No.	機場名	所在地	※1市町村	管理者名	排出先河川名	位置			許可排水量 (m <sup>3</sup> /s)	備考	距離標	左岸	右岸	(略)											33	越	津島市	津島市	十三沖永恵水土地改良区	日光川	7k244	○		4.20	(削除)	(略)											小計									65.87	※4	(略)											133	円楽寺	大治町	大治町	福田川排水対策協議会	福田川	8k300	○		(5.18)	R11年10月円楽寺排水機場供用開始後廃止予定	日光川流域排水調整要綱の改定に伴う修正
No.	機場名							所在地	※1市町村	管理者名			排出先河川名	位置			許可排水量 (m <sup>3</sup> /s)	備考																																																																																																																																																	
		距離標	左岸	右岸																																																																																																																																																															
(略)																																																																																																																																																																			
33	越	津島市	津島市	十三沖永恵水土地改良区	日光川	7k244	○		(4.17)	令和4年3月4.20 m <sup>3</sup> /s 切り替え予定																																																																																																																																																									
(略)																																																																																																																																																																			
小計									65.84	※4																																																																																																																																																									
(略)																																																																																																																																																																			
133	円楽寺	大治町	大治町	福田川排水対策協議会	福田川	8k300	○		5.18																																																																																																																																																										
No.	機場名	所在地	※1市町村	管理者名	排出先河川名	位置			許可排水量 (m <sup>3</sup> /s)	備考																																																																																																																																																									
						距離標	左岸	右岸																																																																																																																																																											
(略)																																																																																																																																																																			
33	越	津島市	津島市	十三沖永恵水土地改良区	日光川	7k244	○		4.20	(削除)																																																																																																																																																									
(略)																																																																																																																																																																			
小計									65.87	※4																																																																																																																																																									
(略)																																																																																																																																																																			
133	円楽寺	大治町	大治町	福田川排水対策協議会	福田川	8k300	○		(5.18)	R11年10月円楽寺排水機場供用開始後廃止予定																																																																																																																																																									



愛知県水防計画

頁	変更前 (2022 年度)										変更後 (2023 年度)										備考	
	<u>150</u>	本町舟入 (四)	蟹江町	蟹江町	蟹江町土地改良区	蟹江川	2k000	○		2.50		<u>151</u>	本町舟入 (四)	蟹江町	蟹江町	蟹江町土地改良区	蟹江川	2k000	○		2.50	
	<u>151</u>	本町舟入 (五)	蟹江町	蟹江町	蟹江町	蟹江川	2k000	○		0.27		<u>152</u>	本町舟入 (五)	蟹江町	蟹江町	蟹江町	蟹江川	2k000	○		0.27	
	<u>152</u>	今	蟹江町	蟹江町	蟹江町土地改良区	蟹江川	3k000	○		1.50		<u>153</u>	今	蟹江町	蟹江町	蟹江町土地改良区	蟹江川	3k000	○		1.50	
	<u>153</u>	須 成	蟹江町	蟹江町	小切戸湛水防除事業協議会	蟹江川	3 k 600	○		3.52		<u>154</u>	須 成	蟹江町	蟹江町	小切戸湛水防除事業協議会	蟹江川	3 k 600	○		3.52	
	<u>154</u>	蟹 宝	蟹江町	蟹江町	小切戸湛水防除事業協議会	蟹江川	3k600	○		2.01		<u>155</u>	蟹 宝	蟹江町	蟹江町	小切戸湛水防除事業協議会	蟹江川	3k600	○		2.01	
	小計											小計										
										91.31	※ 4										91.56	※ 4
	<u>155</u>	両 郷	飛島村	飛島村	飛島土地改良区	日光川	-4 k 000	○		0.44		<u>156</u>	両 郷	飛島村	飛島村	飛島土地改良区	日光川	-4 k 000	○		0.44	
	<u>156</u>	服 岡	飛島村	飛島村	飛島土地改良区	日光川	-1 k 940	○		4.10		<u>157</u>	服 岡	飛島村	飛島村	飛島土地改良区	日光川	-1 k 940	○		4.10	
	小計											小計										
										4.54	※ 4										4.54	※ 4
	合計											合計										
										751.82	※ 4										752.10	※ 4
	(略)											(略)										